

令和8年5月定例会

(2026年)

# 市議会議案参考資料

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 4 号	公益財団法人吹田市文化振興事業団の経営状況について	5	-
報告第 5 号	公益財団法人吹田市国際交流協会の経営状況について	57	-
報告第 6 号	一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の経営状況について	99	-
報告第 7 号	公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の経営状況について	133	-
報告第 8 号	公益財団法人千里リサイクルプラザの経営状況について	165	-
報告第 9 号	専決処分報告 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について	205	5
議案第 44 号	退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について	209	15
議案第 45 号	吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	211	19
議案第 46 号	予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	213	23
議案第 47 号	吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について	215	25
議案第 48 号	吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について	217	27
議案第 49 号	吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策1期ほか工事（建築工事）請負契約の締結について	219	35
議案第 50 号	吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（建築工事）請負契約の締結について	223	45
議案第 51 号	吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）及び吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）請負契約の締結について	225	55
議案第 52 号	吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について	229	63
議案第 53 号	吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の一部変更について	231	75
議案第 54 号	吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更について	233	77
議案第 55 号	吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について	235	79
議案第 56 号	吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について	237	81
議案第 57 号	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について	239	83
議案第 58 号	吹田市立青山台小学校厨房用備品購入契約の締結について	241	85
議案第 59 号	小学校用G I G A 端末 i P a d 購入契約の締結について	243	89
議案第 60 号	吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について	245	95
議案第 61 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	247	97
議案第 62 号	大阪広域水道企業団が共同処理する事務の変更に関する協議について	249	99
議案第 63 号	令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）	251	101



吹田市市税条例新・旧対照表

は改正箇所

旧	新
<p>(軽自動車税の納税義務者)</p> <p>第36条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該軽自動車の取得者に環境性能割により、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この章において「軽自動車等」という。)</u>に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割により、それぞれ課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項において同じ。)以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として政令に定めるものを含まないものとする。</u></p> <p>(軽自動車税のみなし課税)</p> <p>第36条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。当該売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>製造による取得その他の前条第2項に規定する取得に係る3輪以上の軽自動車について、道路運送車両法第6.0条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「車両番号の指定」という。)を受けた場合(当該車両番号の指定前に前項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)</u>には、<u>前条第2項の規定により3輪以上の軽自動車の取得者に含まないものとされる自動車製造業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>3 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該軽自動車を市内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車</u></p>	<p>(軽自動車税の納税義務者)</p> <p>第36条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下この章において「軽自動車等」という。)</u>に対し、<u>その所有者に課する。</u></p> <p>(軽自動車税のみなし課税)</p> <p>第36条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。当該売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときも、同様とする。</u></p>

旧	新
<p>の取得者とみなして、環境性能割を課する。  <u>(環境性能割の課税免除)</u>            第36条の2の2 人道的支援活動その他公益上必要な活動を行う者として規則で定める者が取得する3輪以上の軽自動車には、環境性能割を課さない。  <u>(環境性能割の課税標準)</u>            第36条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令の定めるところにより算定した金額(第36条の6において「通常の取得価額」という。)とする。  <u>(環境性能割の税率)</u>            第36条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、それぞれ当該各号に定める率とする。            (1) 法第451条第1項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の1            (2) 法第451条第2項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の2            (3) 法第451条第3項に規定する3輪以上の軽自動車 100分の3  <u>(環境性能割の税率の特例)</u>            第36条の5 当分の間、3輪以上の軽自動車であつて、営業用のものに対して課する環境性能割の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。            (1) 法第451条第1項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の0.5            (2) 法第451条第2項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の1            (3) 法第451条第3項に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2            2 当分の間、3輪以上の軽自動車であつて、家用のものに対して課する環境性能割の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p>	

旧	新
<p>(1) <u>法第451条第1項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項及び第3項に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2</u>  <u>(環境性能割の免税点)</u></p> <p><u>第36条の6 通常の取得価額が500,000円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</u>  <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第36条の7 環境性能割は、申告納付の方法により徴収する。</u>  <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第36条の8 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令に定める様式により市長に申告するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 当該軽自動車の取得の日から15日を経過する日</u></p> <p>2 <u>環境性能割の納税義務者以外の3輪以上の軽自動車の取得者は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、総務省令に定める様式により、当該軽自動車について市長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>環境性能割の納税義務者が第1項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくして申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</u>  <u>(環境性能割の申告等の特例)</u></p> <p><u>第36条の9 当分の間、前条第1項の規定による申告書及び同条第2項の規定によ</u></p>	

旧	新
<p>る報告書は、これらの規定にかかわらず、大阪府知事に提出しなければならない。</p> <p><u>(環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第36条の10</u> 当分の間、環境性能割の賦課徴収は、大阪府が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p><u>(種別割の課税免除)</u></p> <p><u>第36条の11</u> 次に掲げる軽自動車等には、種別割を課さない。</p> <p>(1) 商品である軽自動車等であつて、道路運送車両法第73条第1項の車両番号標又は第42条第1項の標識の交付を受けていないもの</p> <p>(2) -----略-----</p> <p><u>(種別割の税率)</u></p> <p><u>第37条</u> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          { -----略-----          (4) }</p> <p><u>(種別割の税率の特例)</u></p> <p><u>第37条の2</u> 当分の間、法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する当該軽自動車が最初の車両番号の指定(次条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年の度分の種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          { -----略-----          (5) }</p> <p><u>第37条の3</u> 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する</p>	<p><u>(軽自動車税の課税免除)</u></p> <p><u>第36条の3</u> 次に掲げる軽自動車等には、軽自動車税を課さない。</p> <p>(1) 商品である軽自動車等であつて、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第73条第1項の車両番号標又は第42条第1項の標識の交付を受けていないもの</p> <p>(2) -----略-----</p> <p><u>(軽自動車税の税率)</u></p> <p><u>第37条</u> 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          { -----略-----          (4) }</p> <p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p><u>第37条の2</u> 当分の間、法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          { -----略-----          (5) }</p> <p><u>第37条の3</u> 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する</p>

旧	新
<p>種別割の税率は、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          }          (5) }          -----略-----</p> <p>2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          }          (2) }          -----略-----</p> <p>3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する種別割の税率は、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 3輪の軽自動車 年額3,000円          (2) 4輪以上の軽自動車 年額5,200円          (種別割の賦課期日及び納期)          第38条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。          2 種別割の納期は、5月1日から同年3月31日までとする。          (種別割の徴収の方法)          第39条 種別割は、普通徴収の方法により徴収する。</p>	<p>軽自動車税の税率は、当該軽自動車が発行された日から令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          }          (5) }          -----略-----</p> <p>2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の税率は、当該軽自動車が発行された日から令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、第37条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) }          }          (2) }          -----略-----</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)          第38条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。          2 軽自動車税の納期は、5月1日から同年3月31日までとする。          (軽自動車税の徴収の方法)          第39条 軽自動車税は、普通徴収の方法により徴収する。</p>

旧	新
<p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第40条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この章において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在することとなつたときは、その事由が生じた日から15日以内に、総務省令に定める様式により市長に申告しなければならない。法第445条の規定により種別割を課されることとなつた場合又は第36条の11（第2号に係る部分に限る。）の規定により種別割を免除された軽自動車等が種別割を課されることとなつた場合についても、同様とする。</p> <p>2 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者等は、軽自動車等の所有者等でなくなつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在しないこととなつたときは、その事由が生じた日から30日以内に、総務省令に定める様式により市長に申告しなければならない。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>4 第36条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }          ) }          (5) }</p> <p>5 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者等又は第36条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前各項の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなければならぬ場合には、100,000円以下の過料を科する。          (軽自動車税の減免)</p>	<p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第40条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この章において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在することとなつたときは、その事由が生じた日から15日以内に、総務省令に定める様式により市長に申告しなければならない。法第445条の規定により軽自動車税を課されることとなつた場合又は第36条の3（第2号に係る部分に限る。）の規定により軽自動車税を免除された軽自動車等が軽自動車税を課されることとなつた場合についても、同様とする。</p> <p>2 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者等は、軽自動車等の所有者等でなくなつたとき、又はその主たる定置場が吹田市内に所在しないこととなつたときは、その事由が生じた日から30日以内に、総務省令に定める様式により市長に申告しなければならない。</p> <p>3 -----略-----</p> <p>4 第36条の2に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) }          ) }          (5) }</p> <p>5 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者等又は第36条の2に規定する軽自動車等の売主が前各項の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなければならぬ場合には、100,000円以下の過料を科する。          (軽自動車税の減免)</p>

旧	新
<p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、特に必要があると認めるときは、<u>環境性能割（第36条の10の規定により賦課徴収を行う環境性能割を含む。次項において同じ。）又は種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1) }  (2) }  -----略-----</p> <p>2 <u>環境性能割の減免を受けようとする者は第36条の8第1項に規定する申告納付期限までに、種別割の減免を受けようとする者は当該年度中に、規則で定めるところにより市長に申請しなければならぬ。</u></p> <p>(種別割の納税証明書の交付)</p> <p>第48条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）について、現に<u>種別割の滞納がない場合、又はその滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、当該検査対象軽自動車等に係る種別割の納税義務者の申請により、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。</u></p>	<p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、特に必要があると認めるときは、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1) }  (2) }  -----略-----</p> <p>2 <u>前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該年度中に規則で定めるところにより市長に申請しなければならぬ。</u></p> <p>(軽自動車税の納税証明書の交付)</p> <p>第48条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）について、現に<u>軽自動車税の滞納がない場合、又はその滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者の申請により、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。</u></p>



## 吹田市市税条例の一部改正について

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号、令和8年（2026年）3月31日公布）により地方税法の一部が改正されたことに伴い、令和8年度（2026年度）軽自動車税の課税を適切に行う必要があるため、市税条例の一部を改正したものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 軽自動車税（環境性能割）の廃止

軽自動車税（環境性能割）を廃止し、軽自動車税（種別割）を軽自動車税へ名称を変更しました。

#### (2) 軽自動車税のグリーン化特例の延長

軽自動車税のグリーン化特例が適用される車両の初回車両番号指定日の期限を、令和7年度（2025年度）末から、令和9年度（2027年度）末に延長しました。

### 3 施行期日

令和8年（2026年）4月1日

### 4 改正手続

本改正については、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年（2026年）3月31日付けで専決処分を行いました。



第1条関係

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案												
<p>附 則 (退隠料等の年額の最低保障)</p> <p>第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの令和7年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄に掲げる区分に対応するこれらの右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。</p> <table border="1" data-bbox="702 1153 837 2083"> <thead> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退隠料</td> <td>1,185,900円</td> </tr> <tr> <td>遺族扶助料</td> <td>829,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和7年3月31日までの退隠料等の年額)</p> <p>第4条 令和7年3月31日以前に給与事由の生じた前条に規定する退隠料又は遺族扶助料の同日までの年額については、なお従前の例による。</p>	退隠料又は遺族扶助料	金額	退隠料	1,185,900円	遺族扶助料	829,200円	<p>附 則 (退隠料等の年額の最低保障)</p> <p>第3条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当するもの令和8年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄に掲げる区分に対応するこれらの右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。</p> <table border="1" data-bbox="702 145 837 1086"> <thead> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退隠料</td> <td>1,208,600円</td> </tr> <tr> <td>遺族扶助料</td> <td>845,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和8年3月31日までの退隠料等の年額)</p> <p>第4条 令和8年3月31日以前に給与事由の生じた前条に規定する退隠料又は遺族扶助料の同日までの年額については、なお従前の例による。</p>	退隠料又は遺族扶助料	金額	退隠料	1,208,600円	遺族扶助料	845,100円
退隠料又は遺族扶助料	金額												
退隠料	1,185,900円												
遺族扶助料	829,200円												
退隠料又は遺族扶助料	金額												
退隠料	1,208,600円												
遺族扶助料	845,100円												

第2条関係

吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改 正 案
<p>附 則 (遺族扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第5条 吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第17条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p>(1) 遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が2人以上ある場合 <u>279,100円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 <u>159,400円</u></p> <p>(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>159,000円</u></p> <p>2 } 3 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>附 則 (遺族扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第5条 吹田市吏員恩給条例（以下「恩給条例」という。）第17条に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p>(1) 遺族扶助料を受ける妻により生活を維持し、又はこれと生計を共にする吏員の子（未成年の子及び成年の子（身体又は精神に障害があつて生活資料を得る途のない者に限る。）であつて遺族扶助料を受ける権利を有する者。以下「扶養遺族である子」という。）が2人以上ある場合 <u>284,400円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子が1人ある場合 <u>162,400円</u></p> <p>(3) 60歳以上である場合（前2号に該当する場合を除く。） <u>162,000円</u></p> <p>2 } 3 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>は改正箇所</p>

退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の  
一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、恩給法に準じて条例で規定された遺族扶助料の額について、所要の改正をするものです。

2 改正の内容

昭和 37 年（1962 年）11 月 30 日前に退職した職員の遺族に対して支給する遺族扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を次のように改定します。

- (1) 遺族扶助料の最低保障額（年額） 829,200 円→845,100 円
- (2) 寡婦加算額（年額） 159,000 円→162,000 円

3 施行期日

公布の日から施行します。（令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から適用）

4 条例改正による影響額

18,900 円（年額）



吹田市立スポーツグラウンド条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 スポーツグラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(3) 吹田市立高野台スポーツグラウンド 吹田市高野台5丁目1番6号</p> <p>(4) } (5) } -----略-----</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 スポーツグラウンド(以下「グラウンド」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) 中の島スポーツグラウンド 野球場、多目的グラウンド及びテニスコート</p> <p>(2) } (3) } -----略-----</p> <p>(5) }</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 スポーツグラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } (2) } -----略-----</p> <p>(3) 吹田市立高野台スポーツグラウンド 吹田市高野台5丁目1番地6</p> <p>(4) } (5) } -----略-----</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 スポーツグラウンド(以下「グラウンド」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) 中の島スポーツグラウンド メイングラウンド、サブグラウンド及びテニスコート</p> <p>(2) } (3) } -----略-----</p> <p>(5) }</p>																		
別表	別表																		
グラウンド使用料	グラウンド使用料																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間につき 420円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	施設の名称	金額	野球場	1時間につき 1,100円	多目的グラウンド	1時間につき 1,000円	テニスコート	1時間につき 420円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td>メイングラウンド</td> <td>1時間につき 2,200円</td> </tr> <tr> <td>サブグラウンド</td> <td>1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間につき 420円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金額	野球場	1時間につき 1,100円	メイングラウンド	1時間につき 2,200円	サブグラウンド	1時間につき 1,000円	テニスコート	1時間につき 420円
施設の名称	金額																		
野球場	1時間につき 1,100円																		
多目的グラウンド	1時間につき 1,000円																		
テニスコート	1時間につき 420円																		
施設の名称	金額																		
野球場	1時間につき 1,100円																		
メイングラウンド	1時間につき 2,200円																		
サブグラウンド	1時間につき 1,000円																		
テニスコート	1時間につき 420円																		

現	行	改 正 案
<p>1 多目的グラウンドを個人で使用する場合の使用料は、無料とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 市長が定めるナイター設備の点灯時間帯においては、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。</p>	<p>備考</p> <p>1 サブグラウンドを個人で使用する場合の使用料は、無料とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 メイングラウンドについて、半面のみを使用するときは、<u>本表及び前項の規定により算定した使用料及び割増使用料の2分の1の使用料及び割増使用料を徴収する。</u></p> <p>4 市長が定めるナイター設備の点灯時間帯においては、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。</p>	

## 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部改正について

### 1 理由

令和7年度（2025年）～令和8年度（2026年度）に実施している中の島公園と中の島スポーツグラウンドの再整備の一環として、野球場を多種目多目的に利用できるグラウンドに改修することに伴い、施設の名称を変更するものです。

### 2 一部改正の内容

吹田市立スポーツグラウンド条例を改正し、第3条第1号に定める中の島スポーツグラウンドに設置する施設のうち、野球場を「メイングラウンド」に、多目的グラウンドを「サブグラウンド」にそれぞれ名称変更し、使用料を設定するものです。

あわせて、所要の規定整備を行います。

### 3 施行期日

令和8年（2026年）9月1日から施行します。ただし、使用料の設定に係る規定は、公布の日から施行します。



第1条関係

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例現行・改正案対照表

現	行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第2条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第2条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>は改正箇所</p>

第2条関係

吹田市監査委員に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改 正 案
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第34条において準用する場合を含む。)又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第34条において準用する場合を含む。)又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第34条において準用する場合を含む。)又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 -----略-----</p>

## 吹田市介護老人保健施設条例の廃止について

### 1 廃止の理由

吹田市介護老人保健施設は、平成 12 年度（2000 年度）の介護保険制度開始に先立ち、平成 4 年（1992 年）6 月に開設されました。以来 30 年以上にわたり、公的な中間施設（病院から在宅生活に戻るための施設）の先駆的存在として、医療的ニーズが高い高齢者や、特別養護老人ホームへの入所待機者の受け皿としての役割も担い、本市の高齢者福祉の推進に大きく寄与してきました。

しかしながら、介護保険制度の開始から 20 年以上が経過する中で、民間法人による介護サービス事業は充実し、市内でも介護老人保健施設、特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加などにより、公の施設としての役割は低下しています。

施設の老朽化や利用率の低下を踏まえ、当該施設のあり方を検討した結果、介護老人保健施設の機能そのものは必要であるものの、その提供主体が公の施設である必要性は低下していることから、公の施設としては廃止し、事業譲渡を前提に取組を進めることとしたため、吹田市介護老人保健施設条例を廃止するものです。

### 2 施行期日

令和 9 年（2027 年）10 月 1 日



吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）

- 1 請負金額 340,637,000円（税込）
- 2 請負者 吹田市金田町5番10号  
株式会社関根工務店  
代表取締役 橋本 芳信
- 3 別途発注工事
  - （1）吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）
  - （2）吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（電気設備工事）
  - （3）吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（ガス設備工事）

# 営 業 の 沿 革

株式会社関根工務店

	創 業	昭和39年3月1日 (1964年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社関根工務店に組織変更 資本金100万円	昭和41年6月15日 (1966年)
	資本金追加 資本金400万円	昭和46年2月15日 (1971年)
	資本金追加 資本金1,000万円	昭和46年3月9日 (1971年)
	資本金追加 資本金1,600万円	昭和47年9月23日 (1972年)
	資本金追加 資本金2,500万円	昭和47年10月3日 (1972年)
	大阪府知事許可(特-4)第9251号 土木工事業 建築工事業 塗装工事業 解体工事業	令和4年8月10日 (2022年)
	大阪府知事許可(般-4)第9251号 とび・土工工事業 管工事業 舗装工事業 水道施設工事業	令和4年8月10日 (2022年)
	大阪府知事許可(般-4)第9251号 管工事業 廃業	令和7年6月20日 (2025年)

(2)

# 工 事 経 歴 書

株式会社関根工務店

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
吹田市立総合運動場改修工事 (建築工事)	吹田市	74,877	令和 5年(2023年)8月 } 令和 6年(2024年)3月
吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事(建築工事)	吹田市	254,343	令和 6年(2024年)5月 } 令和 7年(2025年)3月
吹田市立高野台中学校昇降機設置工事(建築工事)	吹田市	99,550	令和 7年(2025年)6月 } 令和 8年(2026年)3月

(3)

# 株式会社 関根工務店

## 貸借対照表

## 損益計算書

(令和7年9月30日現在)

自 令和6年10月1日

至 令和7年9月30日

(単位 千円)

(単位 千円)

[資産の部]	
1	流動資産 4,521,042
2	固定資産 11,397,526
	資産合計 15,918,569
[負債の部]	
1	流動負債 2,104,388
2	固定負債 5,482,289
	負債合計 7,586,678
[純資産の部]	
1	資本金 25,000
2	利益剰余金 8,306,890
	純資産合計 8,331,890
	負債純資産合計 15,918,569

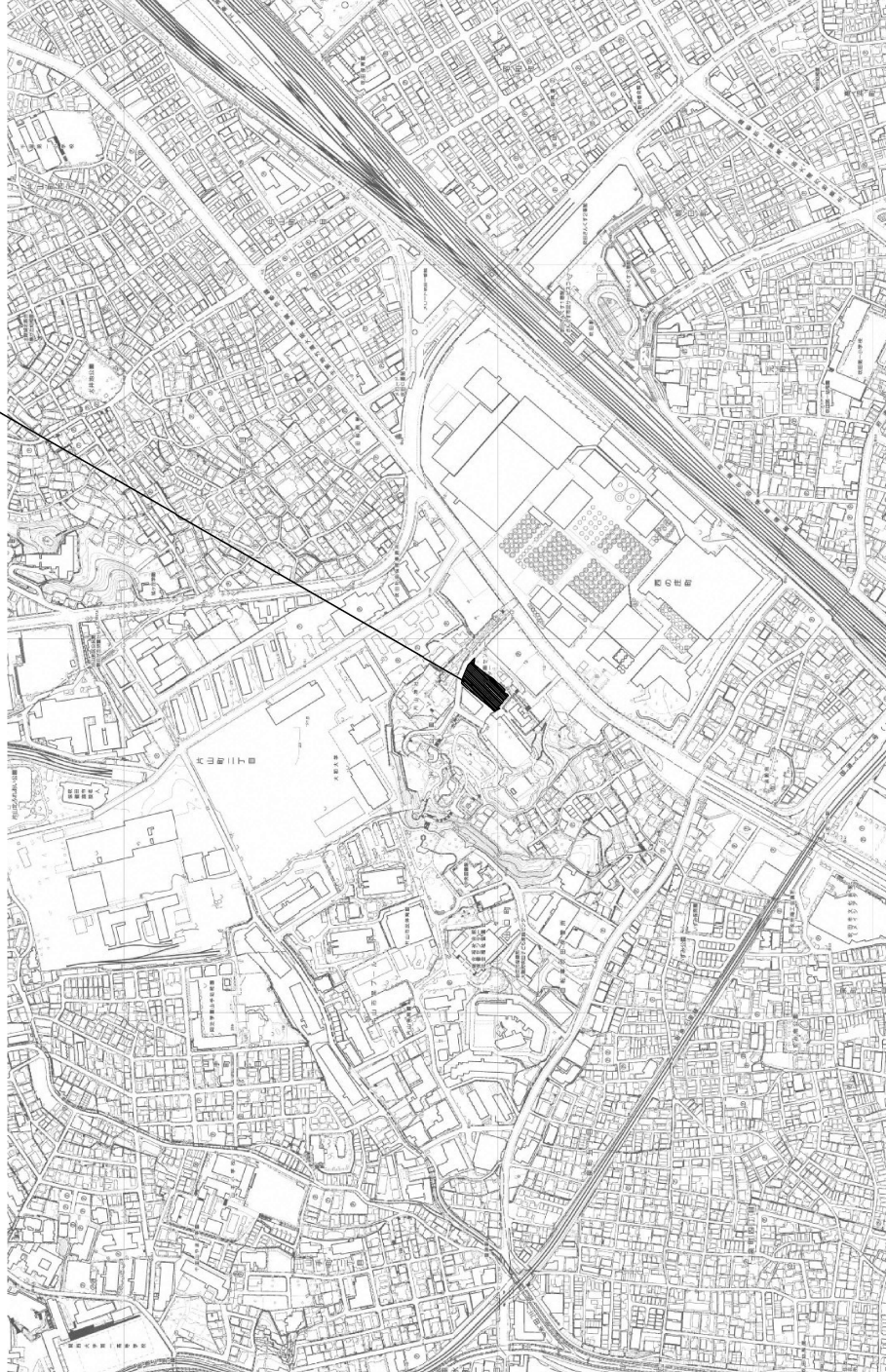
[経常損益の部]	
1	営業損益
	(1)売上高 3,449,299
	(2)売上原価 2,282,641
	売上総利益 1,166,658
	(3)販売費及び一般管理費 207,926
	営業利益 958,732
2	営業外損益
	(1)営業外収益 80,451
	(2)営業外費用 60,092
	経常利益 979,091
[特別損益の部]	
1	特別利益 19,443
2	特別損失 2,291
	税引前当期純利益 996,243
	法人税、住民税及び事業税 356,886
	当期純利益 639,356

(4)



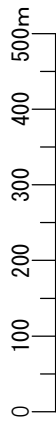
吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事(建築工事)

工事場所:吹田市出口町2番1号



付近見取図 1/10000


(5)

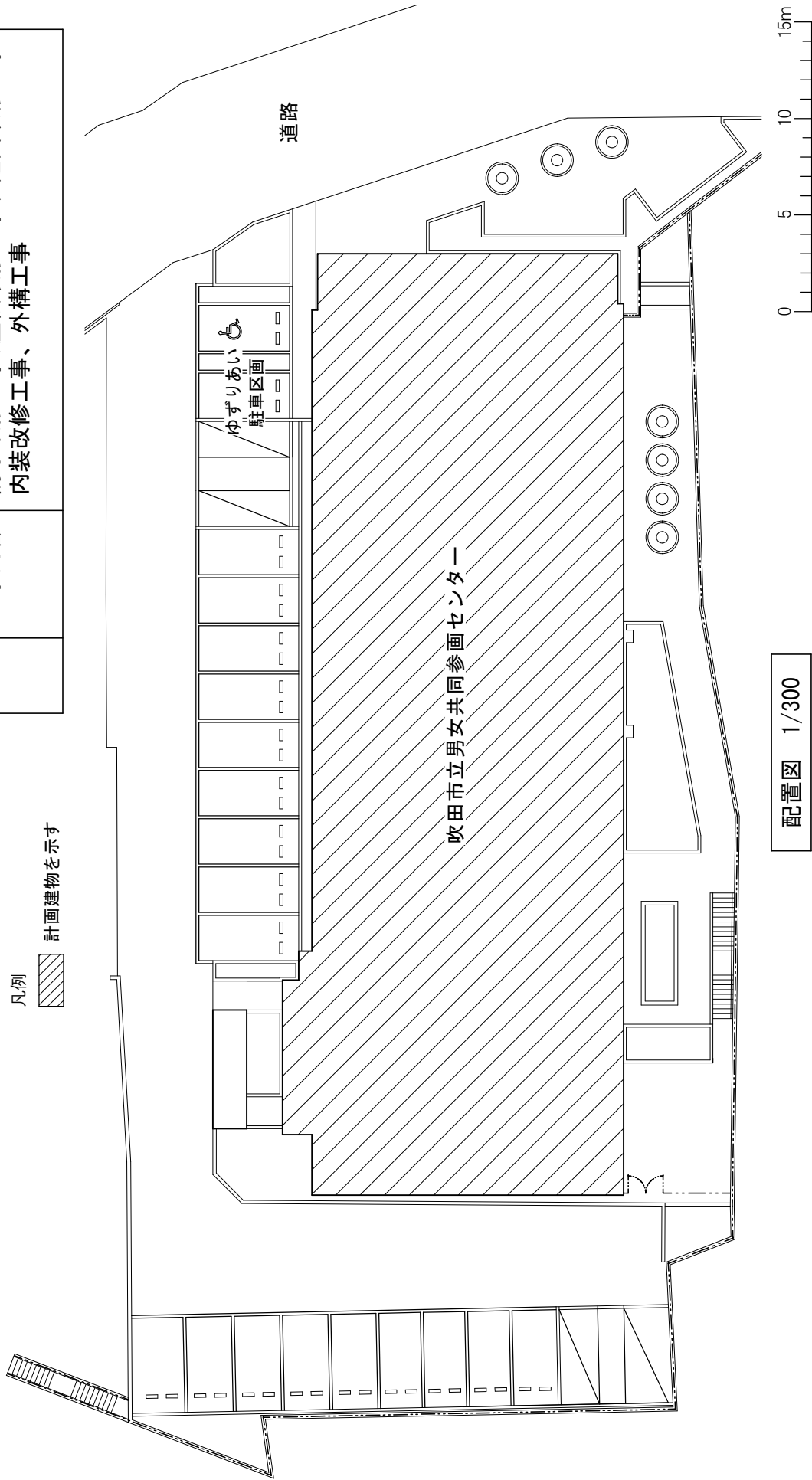




工事概要

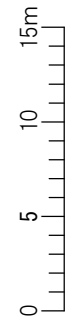
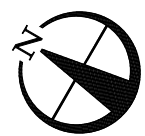
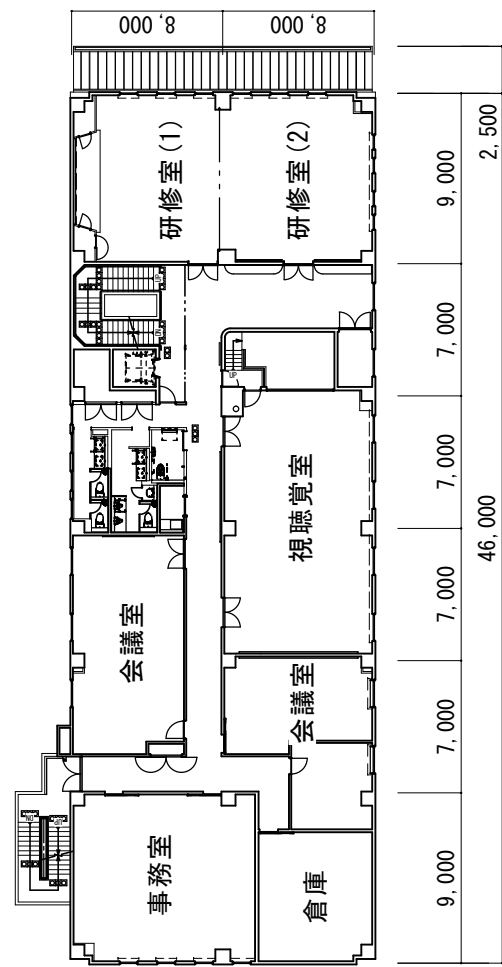
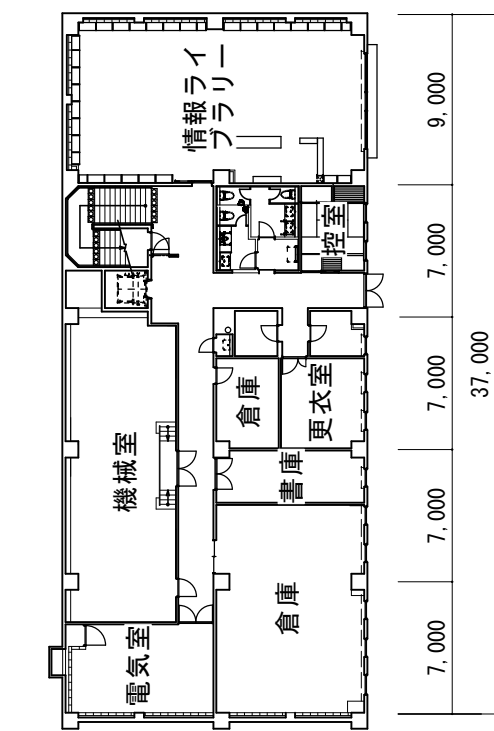
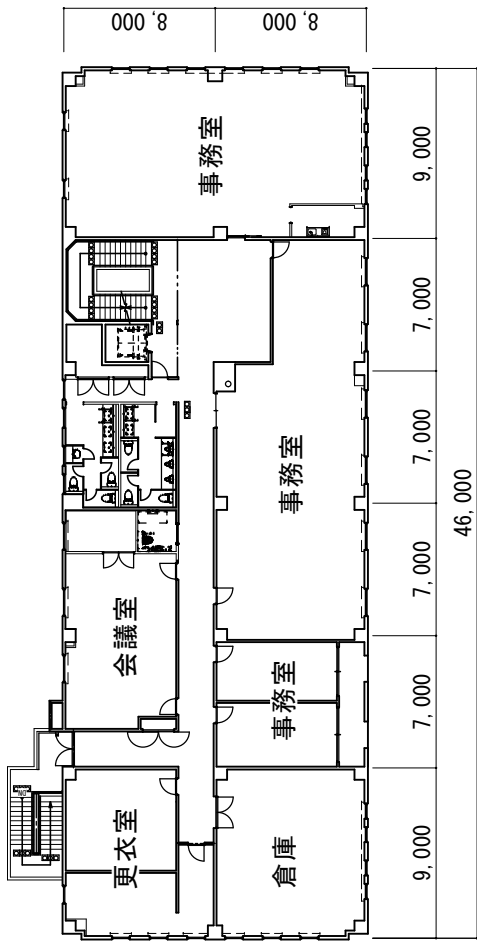
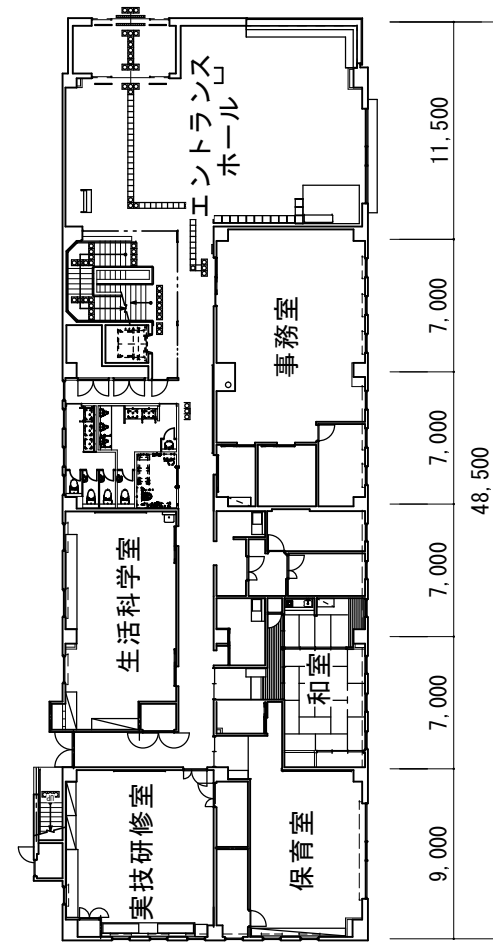
改修	構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階
	延床面積	2,847㎡
	工事内容	防水改修工事、屋根改修工事、建具改修工事 内装改修工事、外構工事

凡例  
 計画建物を示す

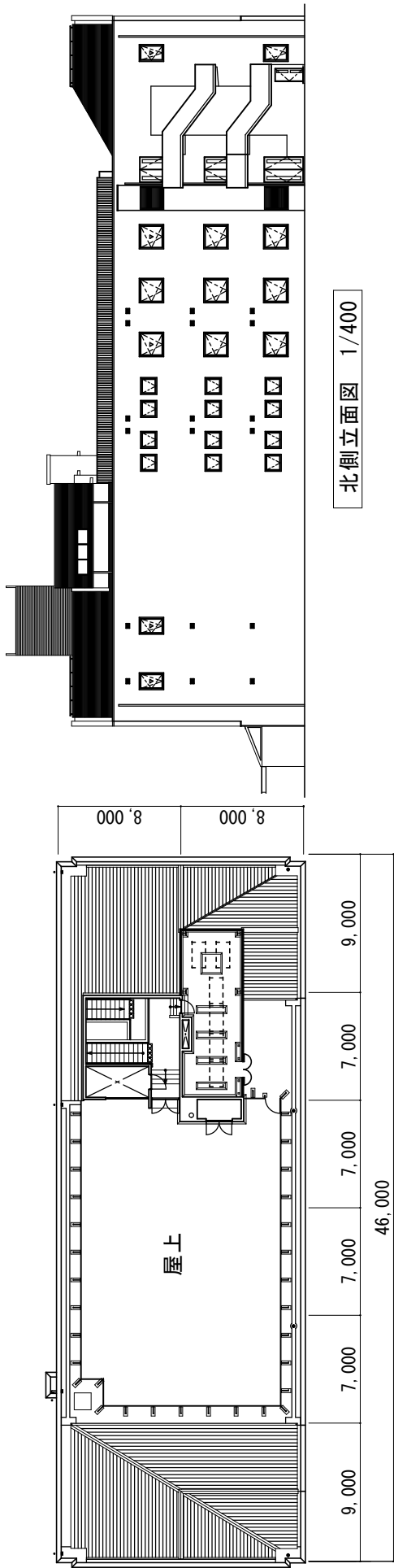


配置図 1/300

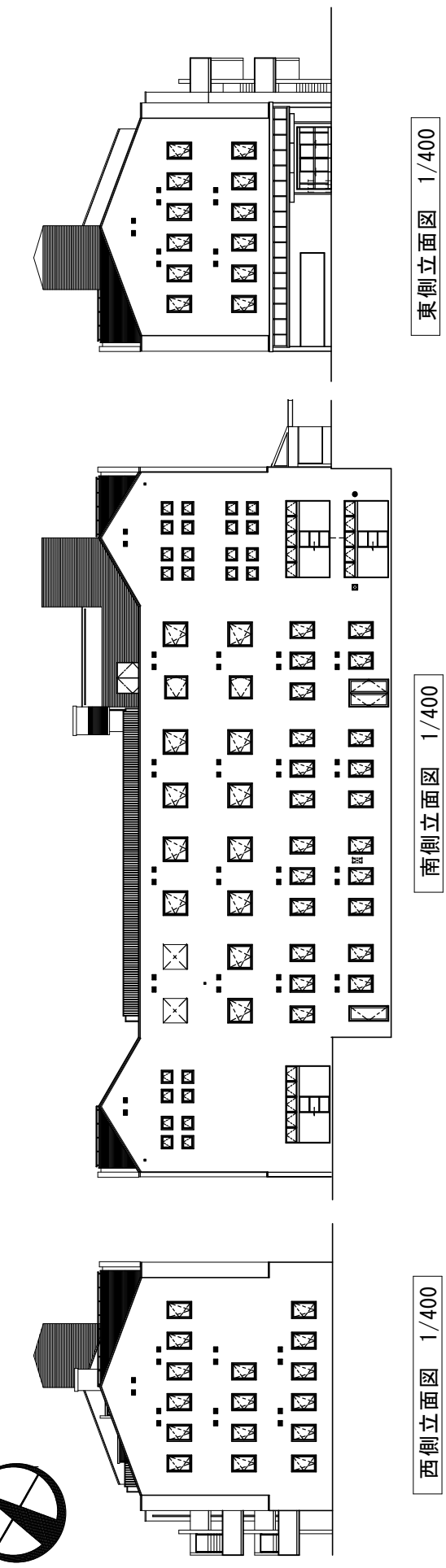
(6)



(7)



RF平面図 1/400



(8)

吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策1期ほか工事（建築工事）

1 請負金額 315,535,000円

2 請負者 吹田市原町1丁目4番13号  
株式会社エーユー  
代表取締役 小川翔輝

3 別途発注工事

(1) 吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策1期ほか工事（電気設備工事）

(2) 吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策1期ほか工事（機械設備工事）

# 営 業 の 沿 革

株 式 会 社 エ ー ュ ー

	創 業	昭和43年 5月 1日 (1968年)
創 業 後 の 沿 革	創業	昭和43年 5月 1日 (1968年)
	社名変更 山縣建設から山縣建設工業に変更	昭和54年 1月 1日 (1979年)
	大阪府知事許可(般-56)第60131号(建)	昭和56年10月16日 (1981年)
	山縣建設工業株式会社 設立	昭和59年 1月14日 (1984年)
	大阪府知事許可(般-59)第68469号(具)	昭和59年10月12日 (1984年)
	社名変更 山縣建設工業株式会社から株式会社エーユーに変更	平成 2年12月10日 (1990年)
	大阪府知事許可(般-3)第68469号(具) 一部廃業	平成 3年10月15日 (1991年)
	資本金増額 4,000万円になる	平成 4年 6月 4日 (1992年)
	大阪府知事許可(般-4)第68469号(塗) 業種追加	平成 4年10月30日 (1992年)
	資本金3,500万円増額 資本金7,500万円になる	平成 6年 4月12日 (1994年)
	本店移転 (旧住所)吹田市佐竹台2-5アプール南千里丘 202号 (新住所)吹田市岸部南3-22-1	平成 7年 1月12日 (1995年)
	大阪府知事許可(特-7)第68469号(石)(鋼) (ほ)(しゅ)(水)	平成 7年12月 1日 (1995年)
	大阪府知事許可(特-10)第68469号(園) 業種追加	平成10年 4月17日 (1998年)
	大阪府知事許可(特-12)第68469号(土)(と) (石)(鋼)(ほ)(しゅ)(塗)(園)(水) (般-12)(建)	平成12年12月 1日 (2000年)
	摂津営業所設置	平成13年 2月 1日 (2001年)
	代表取締役 松本哲次 辞任 佐川弘司 就任	平成14年 7月 5日 (2002年)
大阪支店設置 摂津営業所廃止	平成14年12月16日 (2002年)	
大阪府知事許可(般-14)第68469号(園) 一部廃業	平成14年12月16日 (2002年)	
大阪府知事許可(特-14)第68469号(建)(大) (左)(屋)(夕)(筋)(板)(ガ)(防)(内)(絶) (具)	平成15年 3月14日 (2003年)	

(2)

創 業 後 の 沿 革	大阪支店廃止	平成25年 2月 4日 (2013年)
	本店移転 (旧住所) 吹田市岸部南3-22-1 (新住所) 吹田市原町1-4-13	平成25年 7月 1日 (2013年)
	代表取締役 佐川弘司 辞任 小川翔輝 就任	平成30年 3月30日 (2018年)
	大阪府知事許可(特-30)第68469号(解) 業種追加	平成30年12月 7日 (2018年)
	大阪府知事許可(特-5)第68469号(土)(建) (大)(左)(と)(石)(屋)(夕)(鋼)(筋)(舗) (しゅ)(板)(ガ)(塗)(防)(内)(絶)(具) (水)(解)	令和 5年12月 7日 (2023年)

# 工 事 経 歴 書

株 式 会 社 エ ー ュ ー

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
本庁舎改修工事 (建築工事)	吹田市	451,759	令和 5年 (2023年) 3月
			令和 7年 (2025年) 6月
吹田市立山田第一小学校屋内 運動場大規模改造工事 (建築 工事)	吹田市	182,556	令和 6年 (2024年) 5月
			令和 6年 (2024年) 10月
吹田市立認定こども園佐竹台 幼稚園耐震補強ほか工事 (建 築工事)	吹田市	94,323	令和 7年 (2025年) 3月
			令和 8年 (2026年) 2月

(4)

# 株式会社エーユー

## 貸借対照表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	1,263,945
2	固定資産	6,649
3	繰延資産	0
資産合計		1,270,594
[負債の部]		
1	流動負債	590,755
2	固定負債	0
負債合計		590,755
[純資産の部]		
1	資本金	75,000
2	利益剰余金	604,839
純資産合計		679,839
負債純資産合計		1,270,594

## 損益計算書

自 令和 6年 9月 1日

至 令和 7年 8月31日

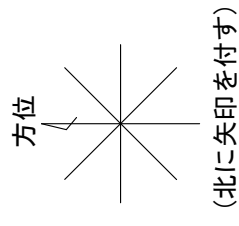
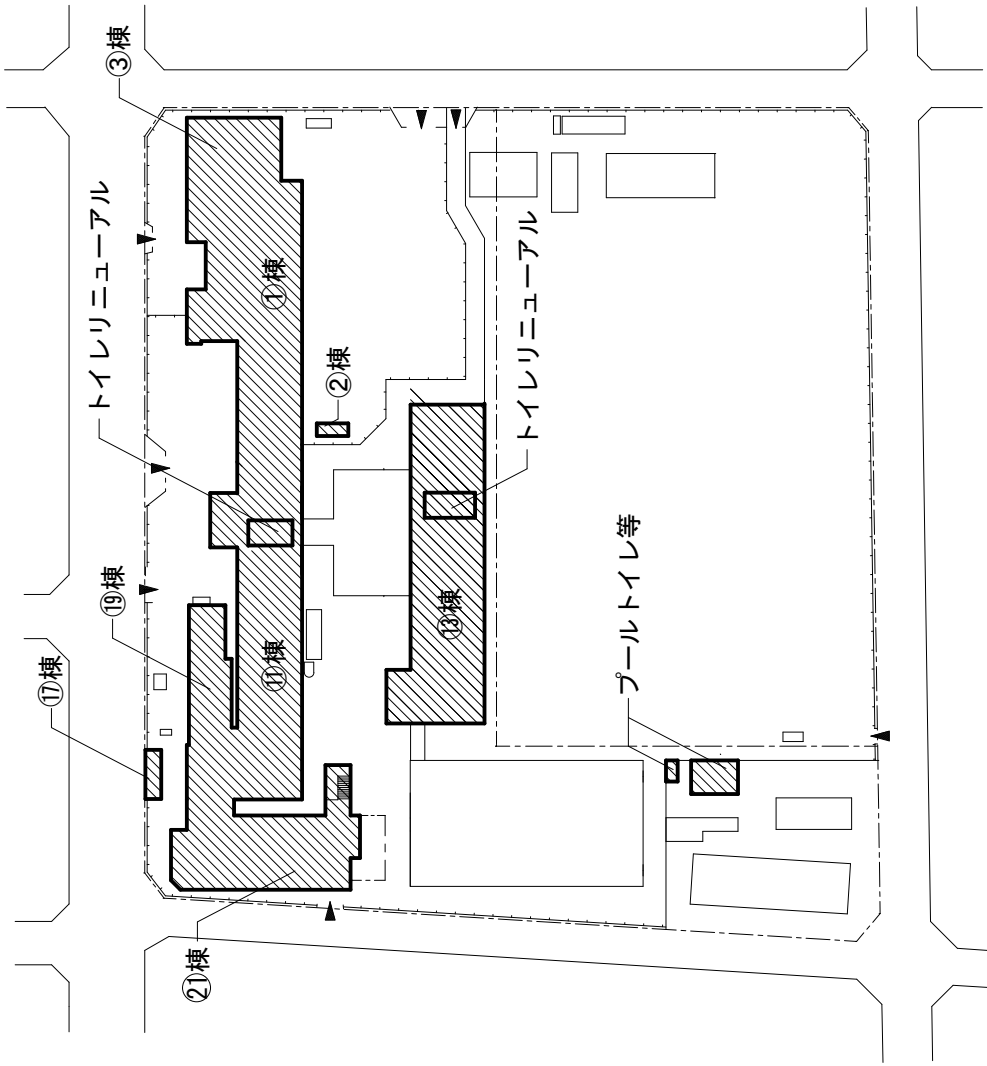
(単位 千円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	1,460,684
	(2)売上原価	1,293,908
	売上総利益	166,775
	(3)販売費及び一般管理費	40,800
	営業利益	125,975
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	5
	(2)営業外費用	954
	経常利益	125,026
[特別損益の部]		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	125,026
	法人税、住民税及び事業税	42,154
	当期純利益	82,871

(5)

吹田市立豊津第一小学校外壁等劣化対策1期ほか工事（建築工事）

工 事 概 要																					
構 造	鉄筋コンクリート造地上4階建ほか																				
床 面 積	<table border="0"> <tr> <td>①棟</td> <td>597㎡</td> <td>①棟</td> <td>20㎡</td> </tr> <tr> <td>②棟</td> <td>10㎡</td> <td>②棟</td> <td>145㎡</td> </tr> <tr> <td>③棟</td> <td>151㎡</td> <td>③棟</td> <td>1,410㎡</td> </tr> <tr> <td>①棟</td> <td>3,486㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③棟</td> <td>832㎡</td> <td>合計</td> <td>6,651㎡</td> </tr> </table>	①棟	597㎡	①棟	20㎡	②棟	10㎡	②棟	145㎡	③棟	151㎡	③棟	1,410㎡	①棟	3,486㎡			③棟	832㎡	合計	6,651㎡
①棟	597㎡	①棟	20㎡																		
②棟	10㎡	②棟	145㎡																		
③棟	151㎡	③棟	1,410㎡																		
①棟	3,486㎡																				
③棟	832㎡	合計	6,651㎡																		
工事内容	外壁等劣化対策工事 (外壁改修工事、防水改修工事、内装改修工事) トイレリニューアル工事 白板改修工事																				

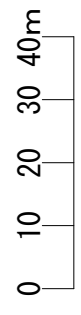


方位  
(北に矢印を付す)

凡例



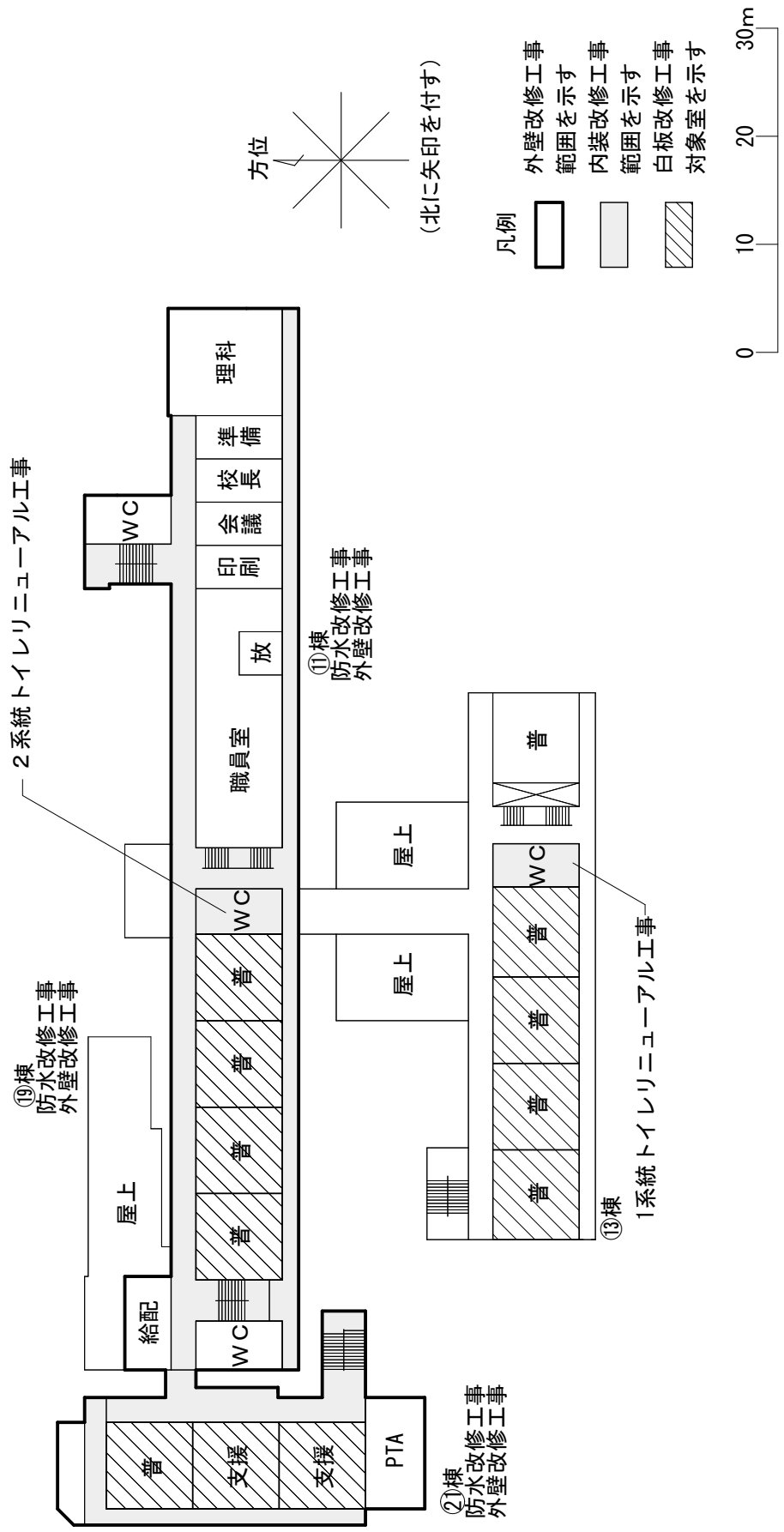
工事範囲を示す



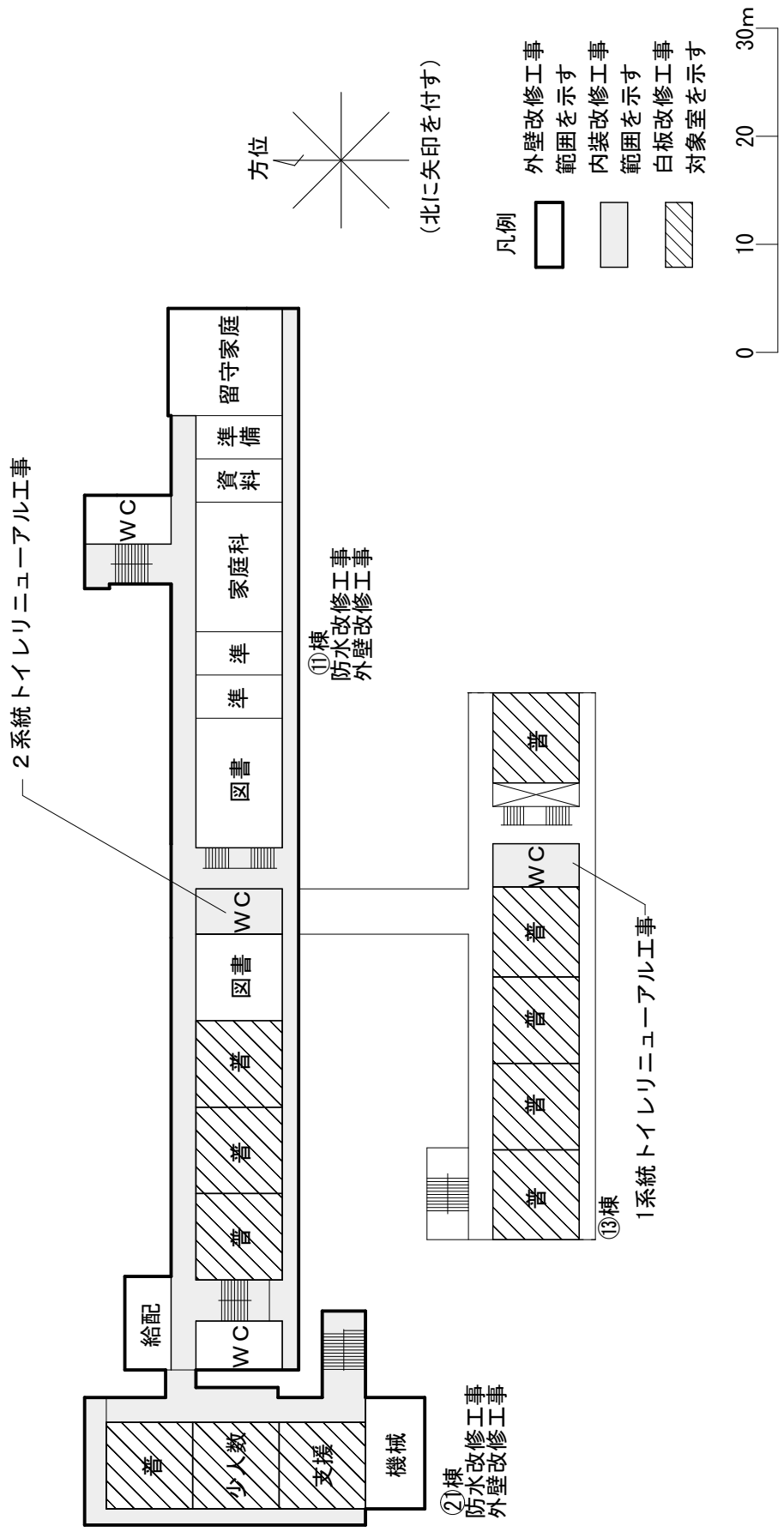
配置図 1/1200

(6)



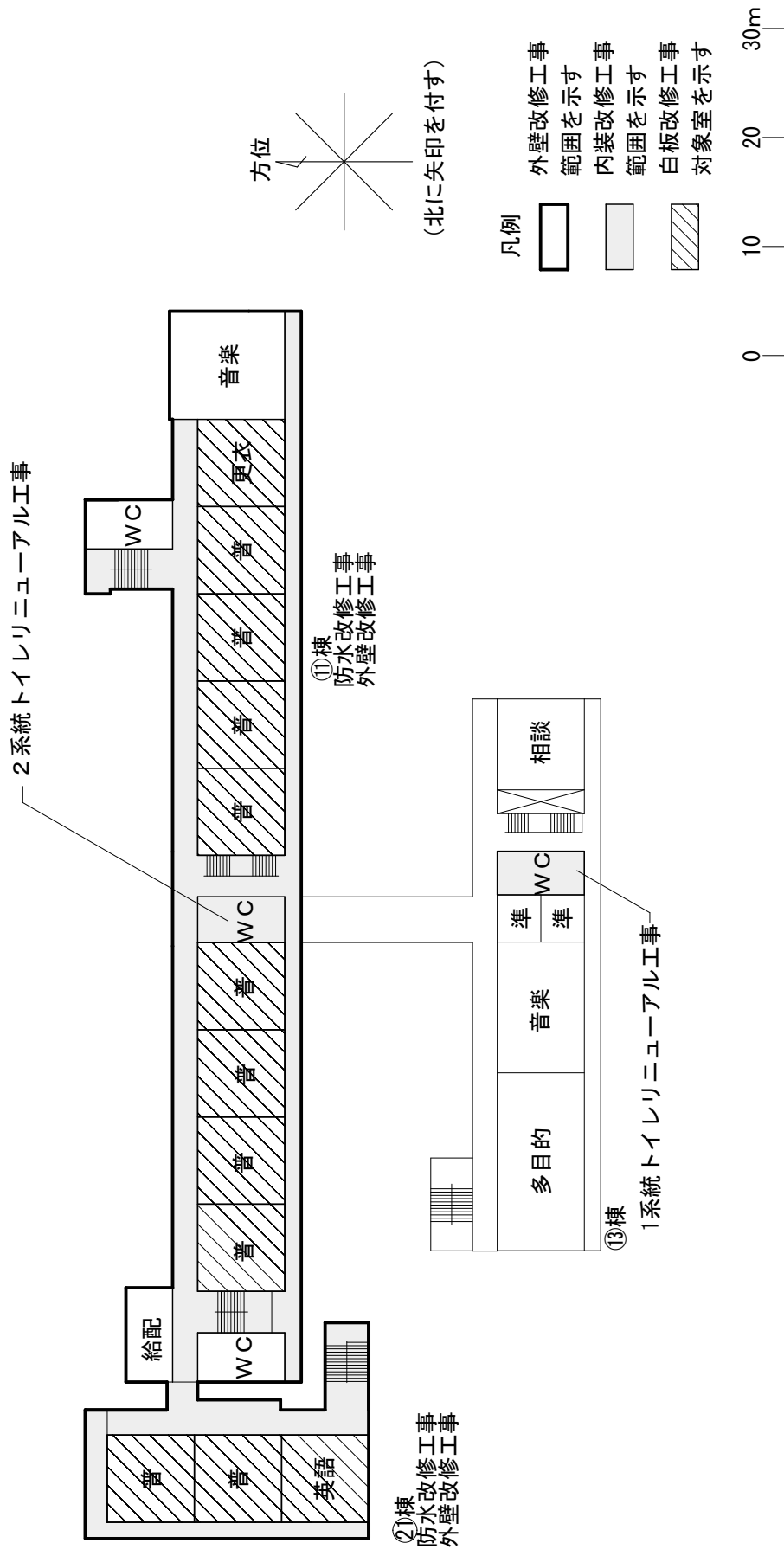


(8)



(9)

3階平面図 1/600



(10)

吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（建築工事）

1 請負金額 218,185,000円

2 請負者 吹田市原町1丁目4番13号  
エフワイ土木株式会社  
代表取締役 寺下満

3 別途発注工事

(1) 吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（電気設備工事）

(2) 吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（機械設備工事）

# 営 業 の 沿 革

エフワイ土木株式会社

創 業		昭和47年10月16日 (1972年)
創 業 後 の 沿 革	本店 大阪府大阪市都島区中野町3丁目5番43号に於いて三陽土木株式会社として事業開始 資本金500万円にて設立	昭和47年10月16日 (1972年)
	大阪府知事許可(般-47)第3629号 土木工事業	昭和48年 1月19日 (1973年)
	三和土木株式会社に商号変更	昭和49年 3月10日 (1974年)
	資本金 1,000万円に増資	平成 3年12月24日 (1991年)
	エフワイ土木株式会社に商号変更	平成 5年 9月16日 (1993年)
	建築、とび・土木、舗装工事業の業種追加	平成 8年12月 6日 (1996年)
	大阪府吹田市岸部北3丁目30番15号に本店を移す	平成 9年 1月20日 (1997年)
	大阪府吹田市朝日が丘町34番22号に本店を移す	平成17年 2月 8日 (2005年)
	大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業の業種追加	平成20年 7月25日 (2008年)
	資本金 3,000万円に増資	平成24年 6月30日 (2012年)
	大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業の業種削除	平成24年 6月30日 (2012年)
	大阪府吹田市原町1丁目4番13号に本店を移す	平成25年 7月 1日 (2013年)
	大阪府知事許可(特-26)第3629号 特定建設業取得 土木、とび・大工、舗装工事業	平成26年10月17日 (2014年)
	大阪府知事許可(特-27)第3629号 建築、大工、左官、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業の業種追加	平成27年12月14日 (2015年)
	管工事業の業種削除	平成30年10月 3日 (2018年)
	解体工事業の業種追加	平成30年11月13日 (2018年)
大阪府知事許可(特-5)第3629号 左官、鉄筋、板金、ガラス、防水、熱絶縁、建具工事業の削除	令和 6年10月15日 (2024年)	

(2)

# 工 事 経 歴 書

エフワイ土木株式会社

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
安威川公園便所更新工事 (建築工事)	吹田市	18,962	令和 6年 (2024年) 3月 } 令和 6年 (2024年) 11月
吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造2期工事 (建築工事)	吹田市	127,063	令和 6年 (2024年) 5月 } 令和 6年 (2024年) 11月
吹田市立千里第三小学校職員室改修ほか工事 (建築工事)	吹田市	11,819	令和 7年 (2025年) 5月 } 令和 7年 (2025年) 9月
阪急関大前駅東自転車駐車場復旧工事 (建築工事)	吹田市	64,957	令和 7年 (2025年) 7月 } 令和 8年 (2026年) 4月

(3)

# エフワイ土木株式会社

## 貸借対照表

(令和 7年 6月30日現在)

(単位 円)

[資産の部]	
1	流動資産 385,578,069
2	固定資産 35,178,896
3	繰延資産 105,000
	資産合計 420,861,965
[負債の部]	
1	流動負債 172,728,100
2	固定負債 0
	負債合計 172,728,100
[純資産の部]	
1	資本金 30,000,000
2	利益剰余金 218,133,865
	純資産合計 248,133,865
	負債純資産合計 420,861,965

## 損益計算書

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

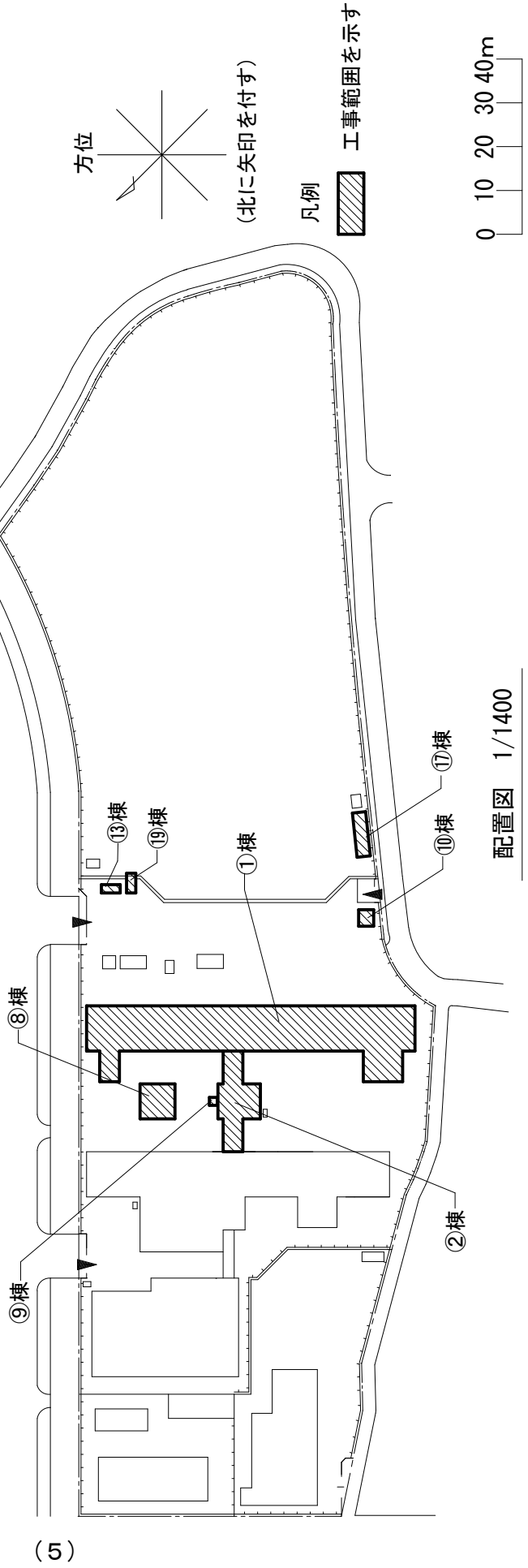
(単位 円)

[経常損益の部]	
1	営業損益
	(1)売上高 1,259,001,478
	(2)売上原価 1,157,372,346
	売上総利益 101,629,132
	(3)販売費及び一般管理費 88,161,424
	営業利益 13,467,708
2	営業外損益
	(1)営業外収益 2,164,441
	(2)営業外費用 981,792
	経常利益 14,650,357
[特別損益の部]	
1	特別利益 14,742
2	特別損失 3,300,000
	税引前当期純利益 11,365,099
	法人税、住民税及び事業税 5,581,444
	当期純利益 5,783,655

(4)

吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策 1 期工事 (建築工事)

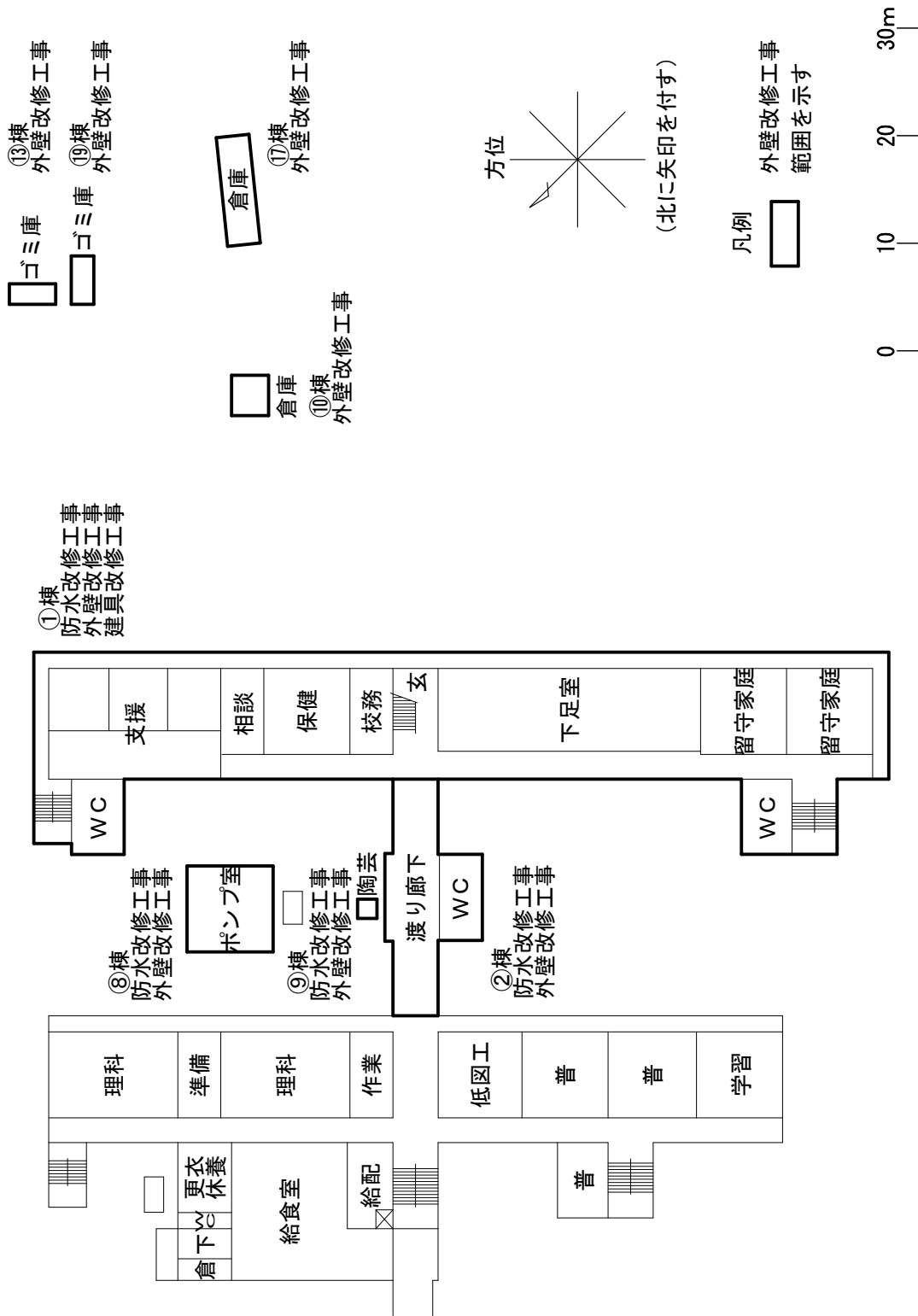
工 事 概 要	
構 造	鉄筋コンクリート造地上 4 階建
床 面 積	①棟 3,416㎡
	②棟 513㎡
	⑧棟 64㎡
	⑨棟 3㎡
	⑩棟 13㎡
	⑬棟 8㎡
	⑰棟 31㎡
	⑱棟 9㎡
	合計 4,057㎡
工 事 内 容	外壁等劣化対策工事 (外壁改修工事、防水改修工事、建具改修工事)



配置図 1/1400

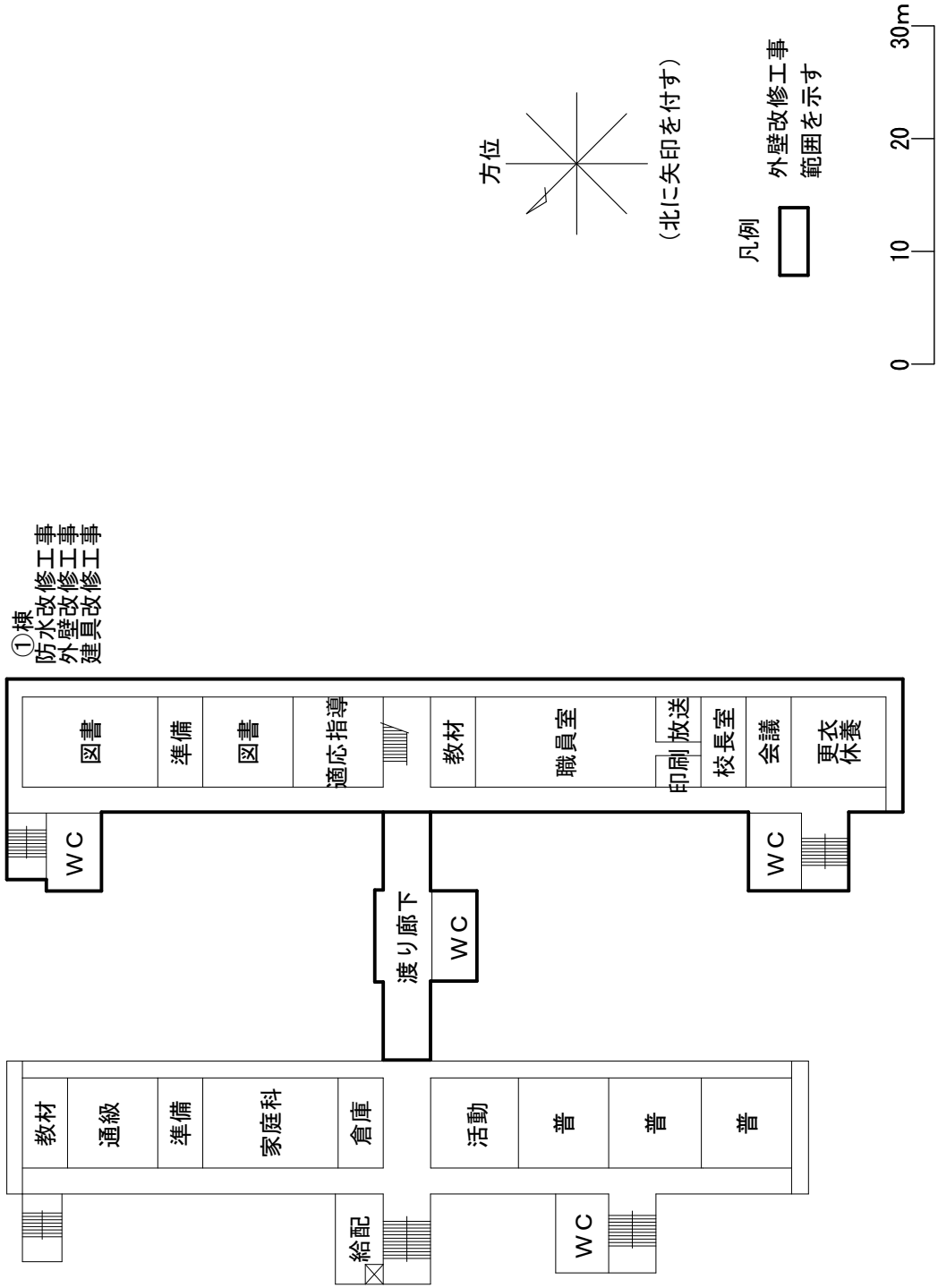
(5)

吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（建築工事）



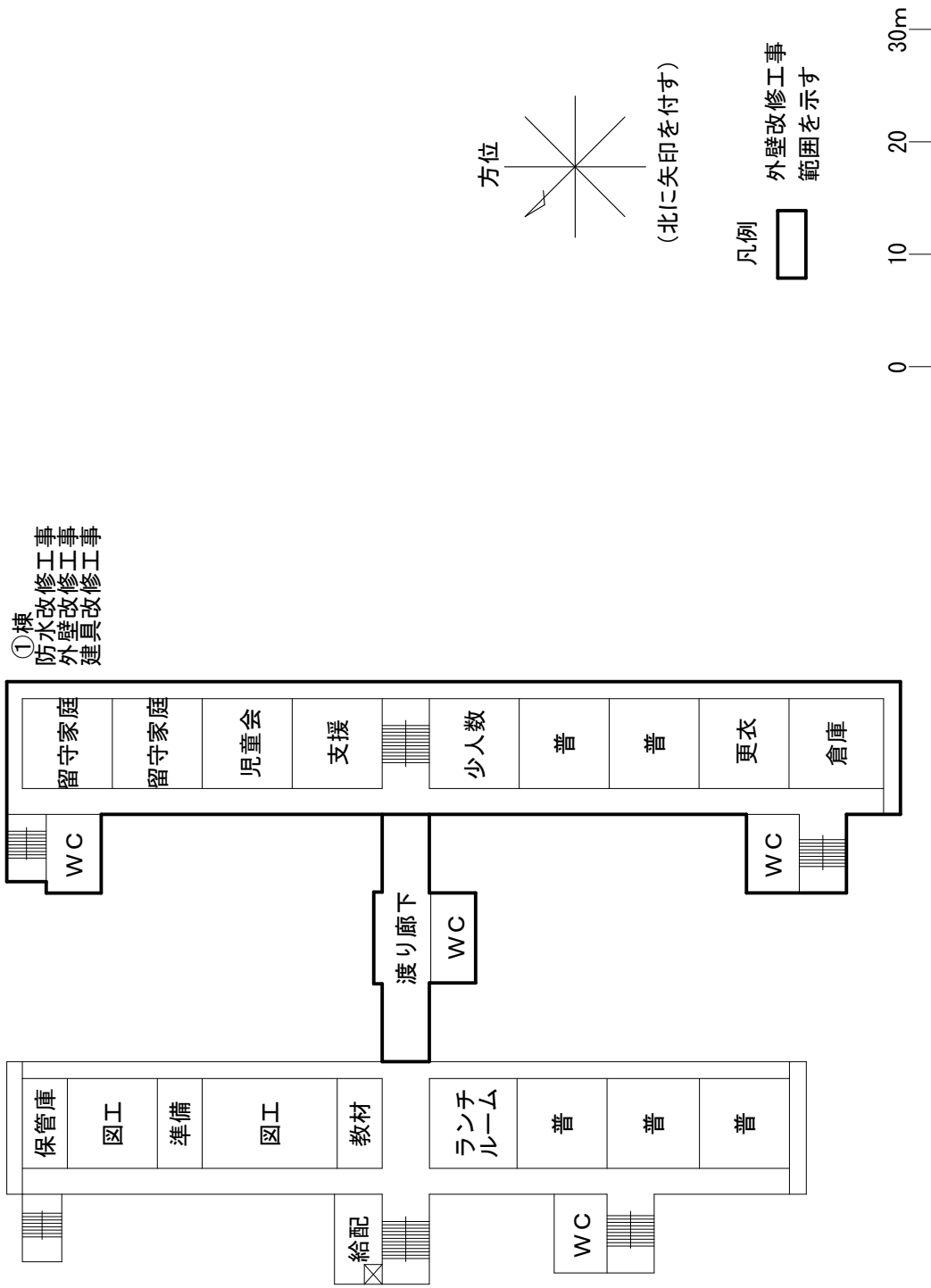
1階平面図 1/600

吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（建築工事）

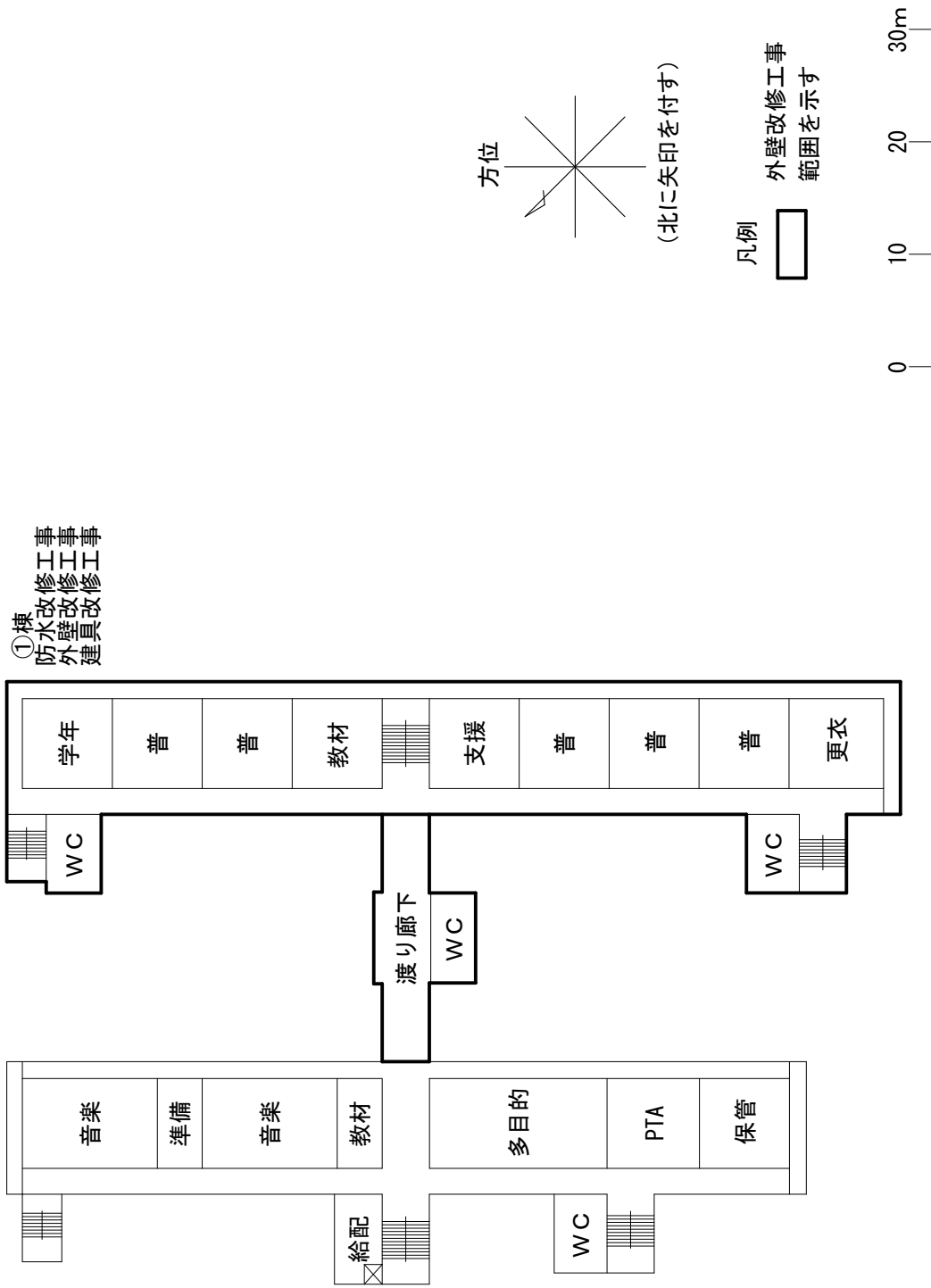


2階平面図 1/600

吹田市立山田第三小学校外壁等劣化対策1期工事（建築工事）



3階平面図 1/600



4階平面図 1/600



吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）及び吹田市立古江台中学校昇  
降機設置工事（建築工事）

1 請 負 金 額      218,790,000円

2 請 負 者      吹田市岸部中1丁目24番1号  
                  株式会社ビック  
                  代表取締役 久須美貴史

3 別途発注工事

- (1) 吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（電気設備工事）
- (2) 吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（機械設備工事）
- (3) 吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（電気設備工事）
- (4) 吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（機械設備工事）
- (5) 吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（ガス設備工事）

# 営 業 の 沿 革

株式会社ビック

創 業		平成 2年 8月22日 (1990年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社ビック設立 資本金 300万円	平成 2年 8月22日 (1990年)
	資本金 1,000万円に増資	平成 8年 3月31日 (1996年)
	大阪府知事許可 土木・建築工事業 般-10 第108954号	平成10年 7月 3日 (1998年)
	大阪府知事許可 塗装工事業 般-11 第108954号	平成11年10月 1日 (1999年)
	資本金 1,500万円に増資	平成12年12月 8日 (2000年)
	資本金 2,000万円に増資	平成13年 4月25日 (2001年)
	資本金 2,500万円に増資	平成14年 6月11日 (2002年)
	資本金 4,500万円に増資	平成14年12月19日 (2002年)
	大阪府知事許可 (土) (建) (と) (塗) (防) 特-14 第108954号	平成15年 3月24日 (2003年)
	本店移転 摂津市	平成16年 2月29日 (2004年)
	大阪府知事許可 (石) (鋼) (舗) (しゅ) (水) 特-16 第108954号	平成16年 4月 9日 (2004年)
	廃業 防水工事業	平成19年 7月31日 (2007年)
	大阪府知事許可 (土) (建) (と) (石) (鋼) (舗) (しゅ) (塗) (水) 特-19 第108954号	平成20年 3月10日 (2008年)
	大阪府知事許可更新 (土) (建) (と) (石) (鋼) (舗) (しゅ) (塗) (水) 特-24 第108954号	平成25年 2月14日 (2013年)
	本店移転 吹田市	平成27年 6月12日 (2015年)
	大阪府知事許可 (土) (建) (大) (左) (と) (石) (屋) (夕) (鋼) (筋) (舗) (しゅ) (板) (ガ) (塗) (防) (内) (熱) (具) (水) 特-28 第108954号	平成28年 6月10日 (2016年)
大阪府知事許可 (解) 特-30 第108954号	平成30年12月14日 (2018年)	
大阪府知事許可更新 (土) (建) (大) (左) (と) (石) (屋) (夕) (鋼) (筋) (舗) (しゅ) (板) (ガ) (塗) (防) (内) (熱) (具) (水) (解) 特-3 第108954号	令和 3年 6月10日 (2021年)	

(2)

# 工 事 経 歴 書

株 式 会 社 ビ ッ ク

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
吹田市立江坂大池小学校校舎 及び吹田市立江坂大池留守家 庭児童育成室増築工事 (建築 工事)	吹田市	213,407	令和 4年 (2022年) 7月 } 令和 5年 (2023年) 11月
吹田市立千里第三小学校校舎 大規模改造 1 期工事 (建築工 事)	吹田市	224,268	令和 5年 (2023年) 5月 } 令和 5年 (2023年) 11月
大阪府営大東朋来住宅外装吹 替その他工事 (第3工区)	大阪府住宅供 給公社	244,891	令和 5年 (2023年) 7月 } 令和 6年 (2024年) 3月
鳴尾合同宿舎外壁改修等ほか 1 件工事	近畿財務局	109,725	令和 6年 (2024年) 1月 } 令和 6年 (2024年) 3月
兵庫教育大学 (嬉野台) 発達 心理臨床研究センター他外壁 改修工事	国立大学法人 兵庫教育大学	26,455	令和 6年 (2024年) 11月 } 令和 7年 (2025年) 3月
大阪教育大学 (柏原) 体育・ スポーツ棟外壁改修工事	国立大学法人 大阪教育大学	36,278	令和 7年 (2025年) 8月 } 令和 8年 (2026年) 3月

# 株式会社ビック

## 貸借対照表

(令和 8年 1月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1 流動資産	340,859
2 固定資産	30,247
3 繰延資産	0
資産合計	371,107
[負債の部]	
1 流動負債	270,562
2 固定負債	0
負債合計	270,562
[純資産の部]	
1 資本金	45,000
2 利益剰余金	55,545
純資産合計	100,545
負債純資産合計	371,107

## 損益計算書

自 令和 7年 2月 1日

至 令和 8年 1月31日

(単位 千円)

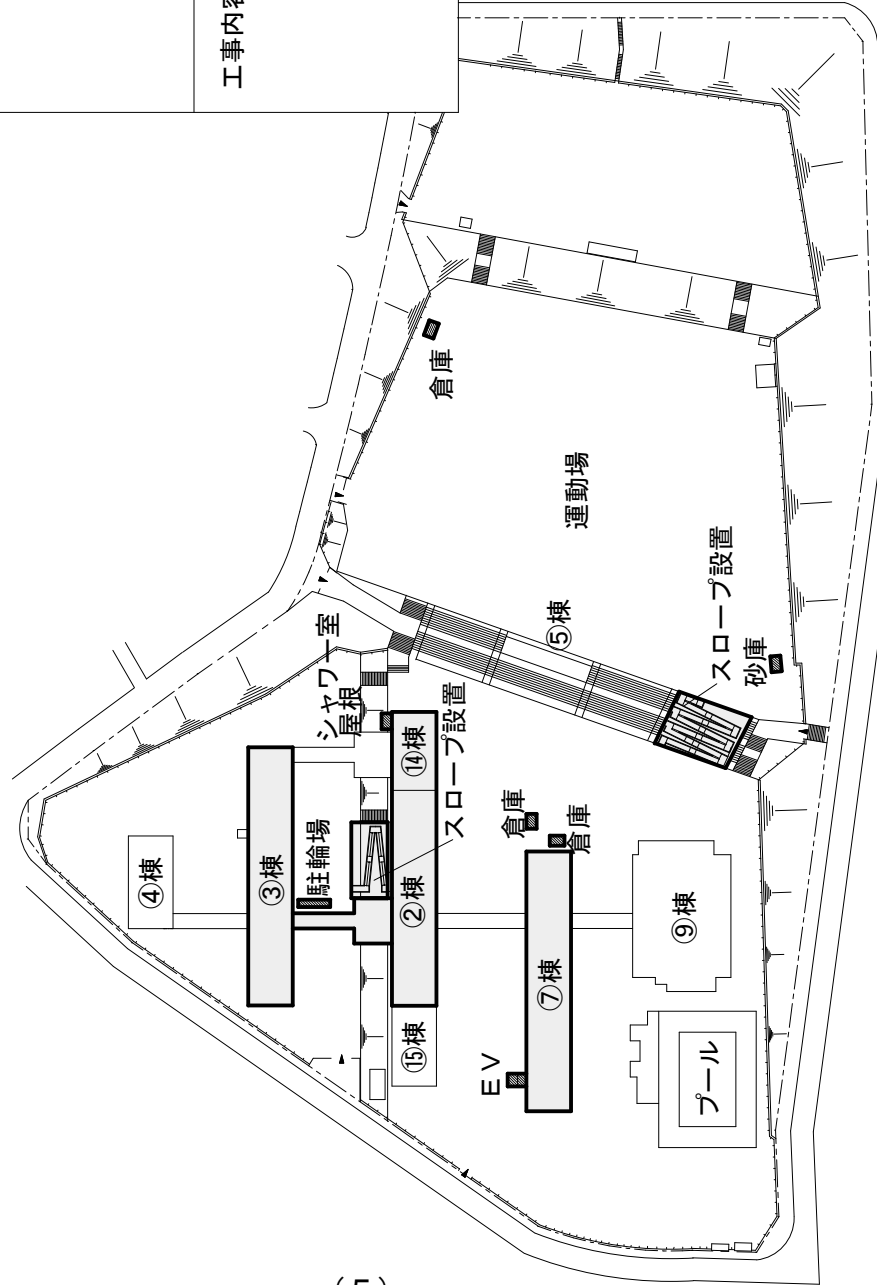
[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	450,823
(2)売上原価	378,692
売上総利益	72,130
(3)販売費及び一般管理費	69,315
営業利益	2,814
2 営業外損益	
(1)営業外収益	2,366
(2)営業外費用	3,671
経常利益	1,509
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	1,509
法人税、住民税及び事業税	715
当期純利益	793

(4)

吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）

吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）

工 事 概 要	
構 造	(教室改修ほか)鉄筋コンクリート造地上4階ほか (昇降機設置)鉄骨造地上4階ほか
床 面 積	(教室改修ほか) (昇降機設置) ③棟 64㎡ 昇降機棟 65㎡ ②・⑭棟 137㎡ 倉庫等 61㎡ ⑦棟 132㎡ 合計 333㎡ 合計 126㎡
工 事 内 容	(教室改修ほか) 教室・給食配膳室・更衣休養室・ 渡り廊下改修工事及びスロープ設置工事 (昇降機設置) 昇降機・倉庫等設置工事



方位

(北に矢印を付す)

凡例

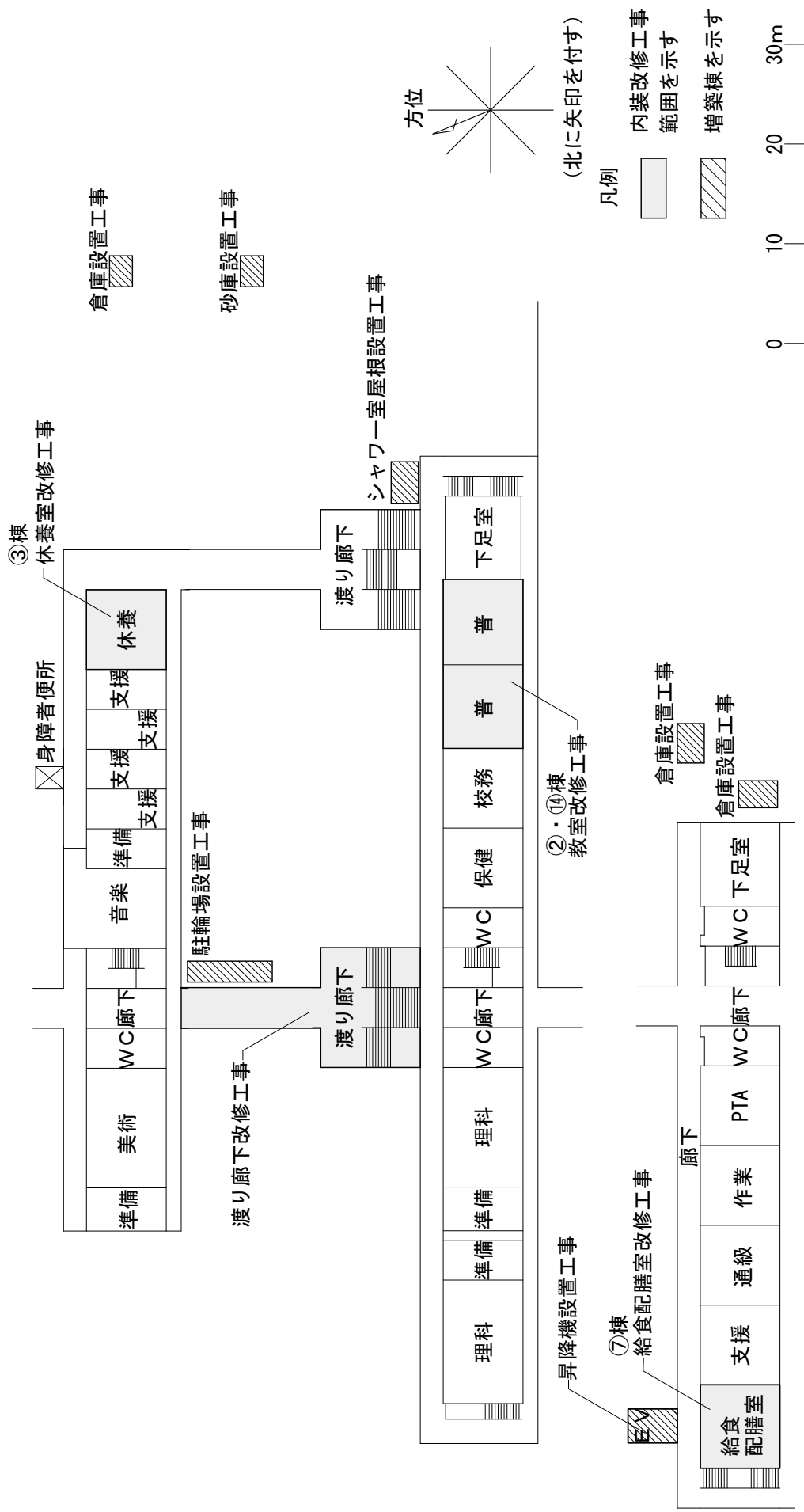
- 増築範囲を示す
- 改修範囲を示す

配置図 1/2000

(5)

吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）

吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）

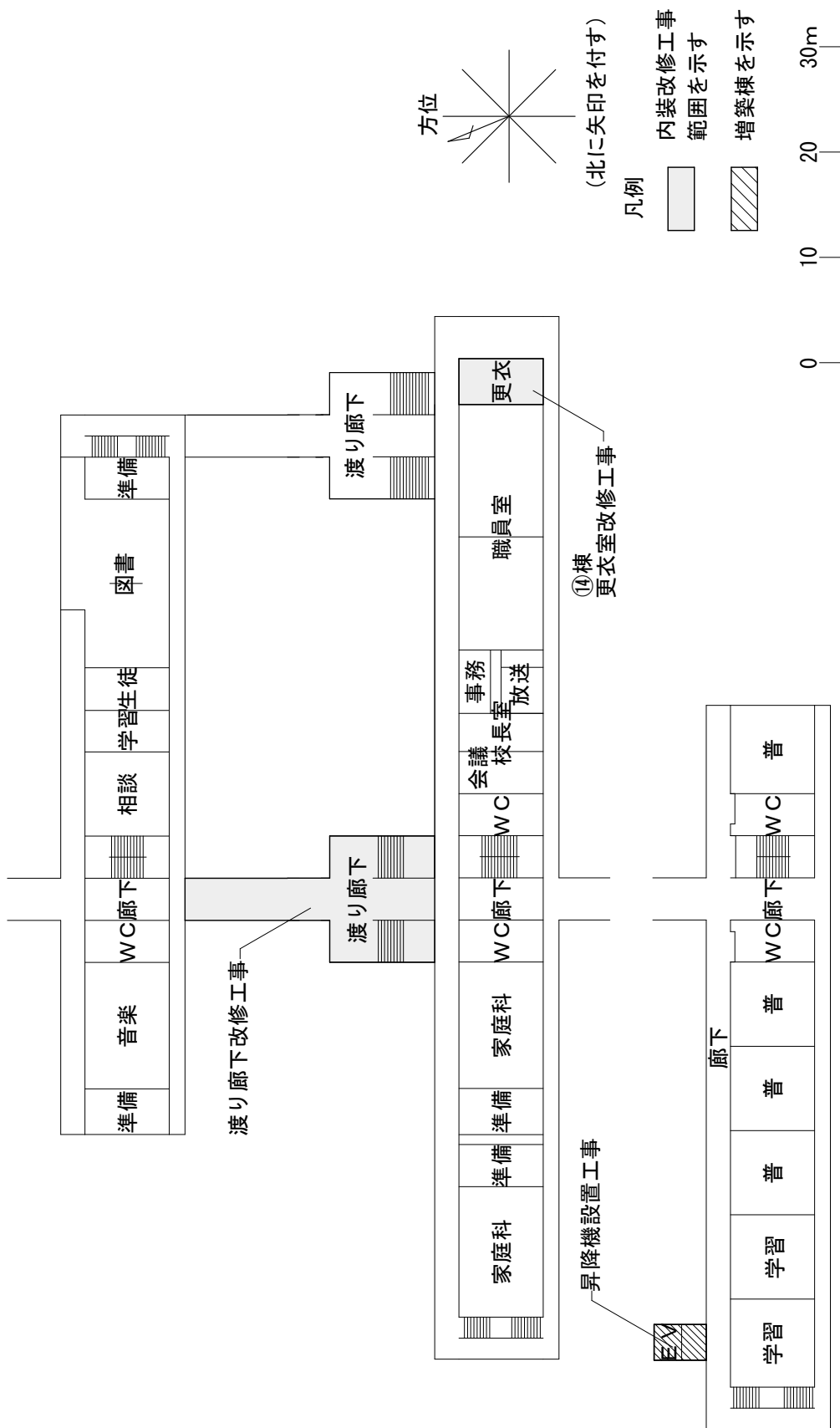


(6)

1階平面図 1/600

吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）

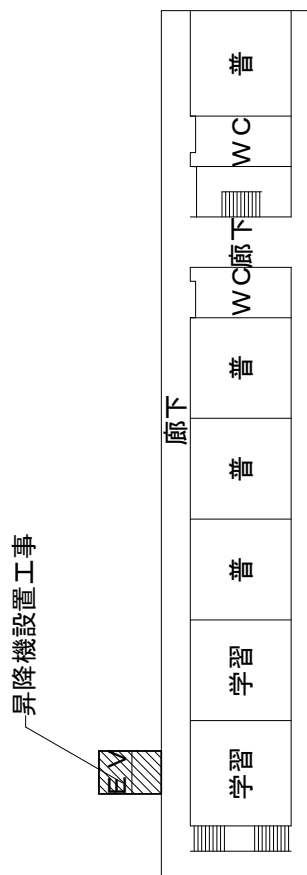
吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）



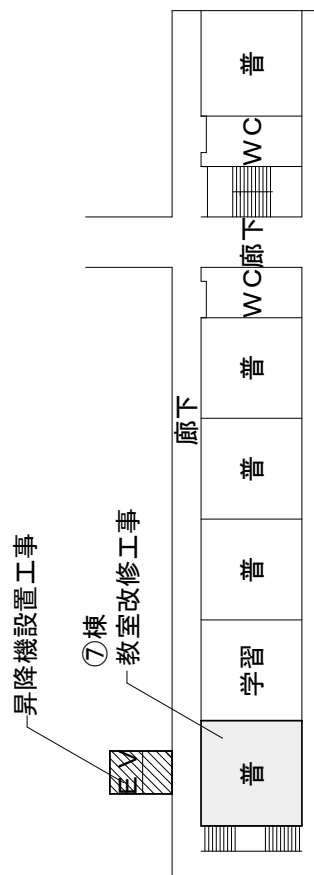
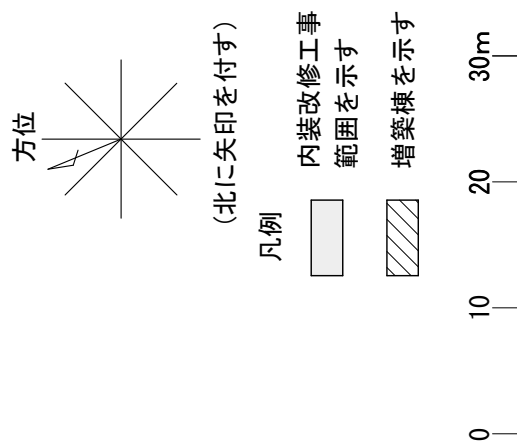
2階平面図 1/600

吹田市立古江台中学校教室改修ほか工事（建築工事）

吹田市立古江台中学校昇降機設置工事（建築工事）



4階平面図 1/600



3階平面図 1/600

吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）

- 1 請負金額 204,721,000円
- 2 請負者 吹田市岸部中1丁目24番1号  
株式会社 大創  
代表取締役 仲西 大
- 3 別途発注工事
  - (1) 吹田市立自然の家大規模改修工事（電気設備工事）
  - (2) 吹田市立自然の家大規模改修工事（機械設備工事）

# 営 業 の 沿 革

株 式 会 社 大 創

	創 業	平成15年 4月 1日 (2003年)
創 業 後 の 沿 革	仲西塗装店 創業	平成15年 4月 1日 (2003年)
	大阪府知事許可(般-30)第150538号 建、塗 工事業	平成30年 9月21日 (2018年)
	廃業 建、塗 工事業	平成31年 2月28日 (2019年)
	株式会社大創設立 資本金800万円	平成31年 3月 1日 (2019年)
	大阪府知事許可(般-2)第153509号 建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解 工事業	令和 2年 5月 1日 (2020年)
	資本金増資 2,000万円	令和 4年 2月21日 (2022年)
	大阪府知事許可(特-2)第153510号 土、建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、筋、し、板、ガ、塗、防、内、絶、具、水、解 工事業	令和 7年 3月28日 (2025年)

(2)

# 工 事 経 歴 書

株 式 会 社 大 創

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
吹田市立東佐井寺小学校教室 改修工事 (建築工事)	吹田市	21,604	令和 6年 (2024年) 6月
			令和 6年 (2024年) 9月
吹田市古江台市民ホール及び 吹田市古江台地区高齢者いこ いの間改修工事	吹田市	21,569	令和 6年 (2024年) 10月
			令和 7年 (2025年) 2月
吹田市立中の島スポーツグラ ウンド野球場ナイター施設 LED照明設備更新工事 (建築 工事)	吹田市	23,117	令和 7年 (2025年) 6月
			令和 8年 (2026年) 1月
吹田市立垂水保育園改修工事 (建築工事)	吹田市	35,577	令和 7年 (2025年) 7月
			令和 8年 (2026年) 2月

(3)

# 株式会社大創

## 貸借対照表

(令和 7年 2月28日現在)

(単位 円)

[資産の部]	
1 流動資産	217,879,436
2 固定資産	42,810,966
資産合計	260,690,402
[負債の部]	
1 流動負債	73,683,744
2 固定負債	108,724,000
負債合計	182,407,744
[純資産の部]	
1 資本金	20,000,000
2 利益剰余金	58,282,658
純資産合計	78,282,658
負債純資産合計	260,690,402

## 損益計算書

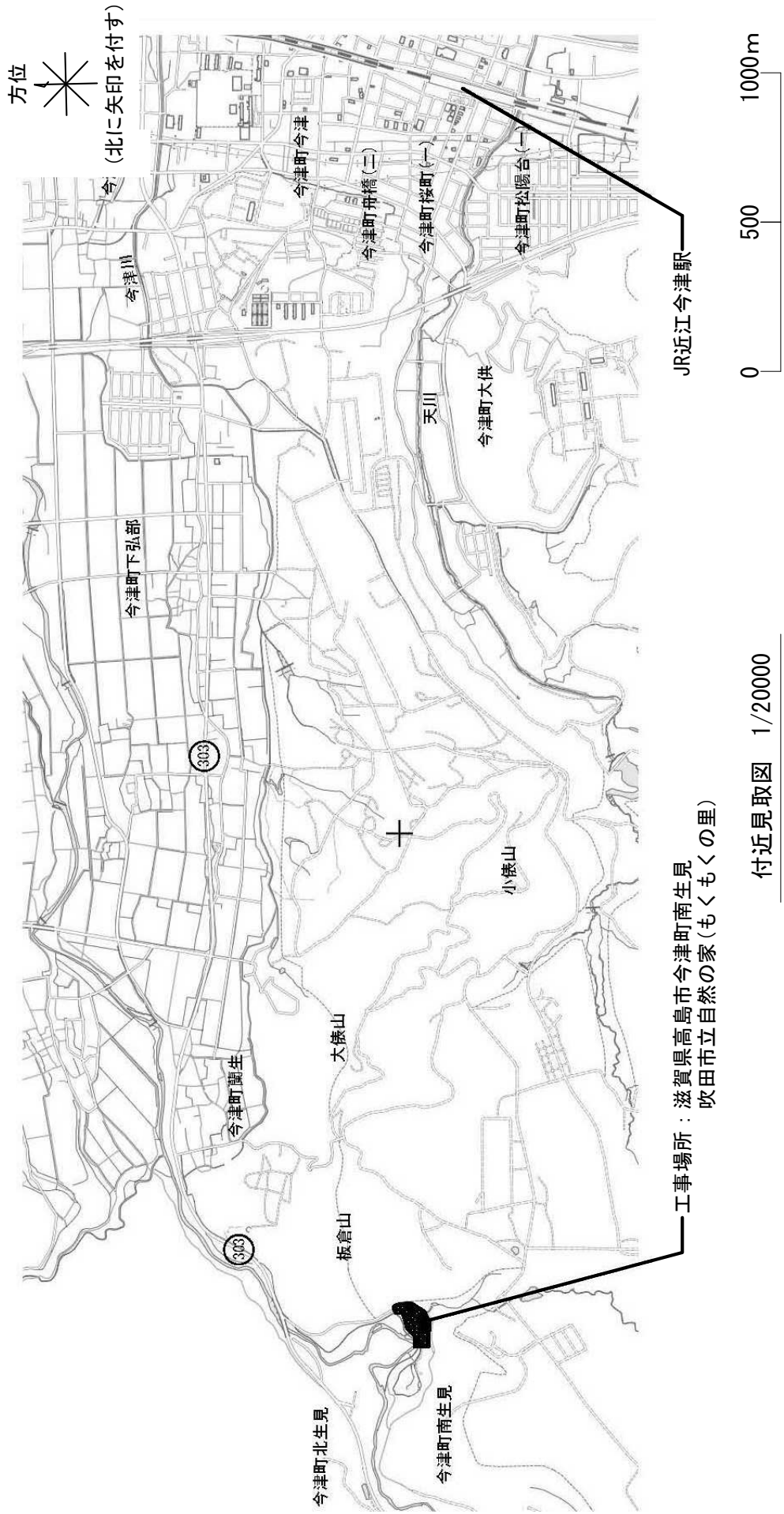
自 令和 6年 3月 1日

至 令和 7年 2月28日

(単位 円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	468,358,511
(2)売上原価	370,728,708
売上総利益	97,629,803
(3)販売費及び一般管理費	60,084,831
営業利益	37,544,972
2 営業外損益	
(1)営業外収益	3,834,219
(2)営業外費用	1,258,979
経常利益	40,120,212
[特別損益の部]	
1 特別利益	15,365,554
2 特別損失	1,249,194
税引前当期純利益	54,236,572
法人税、住民税及び事業税	19,070,100
当期純利益	35,166,472

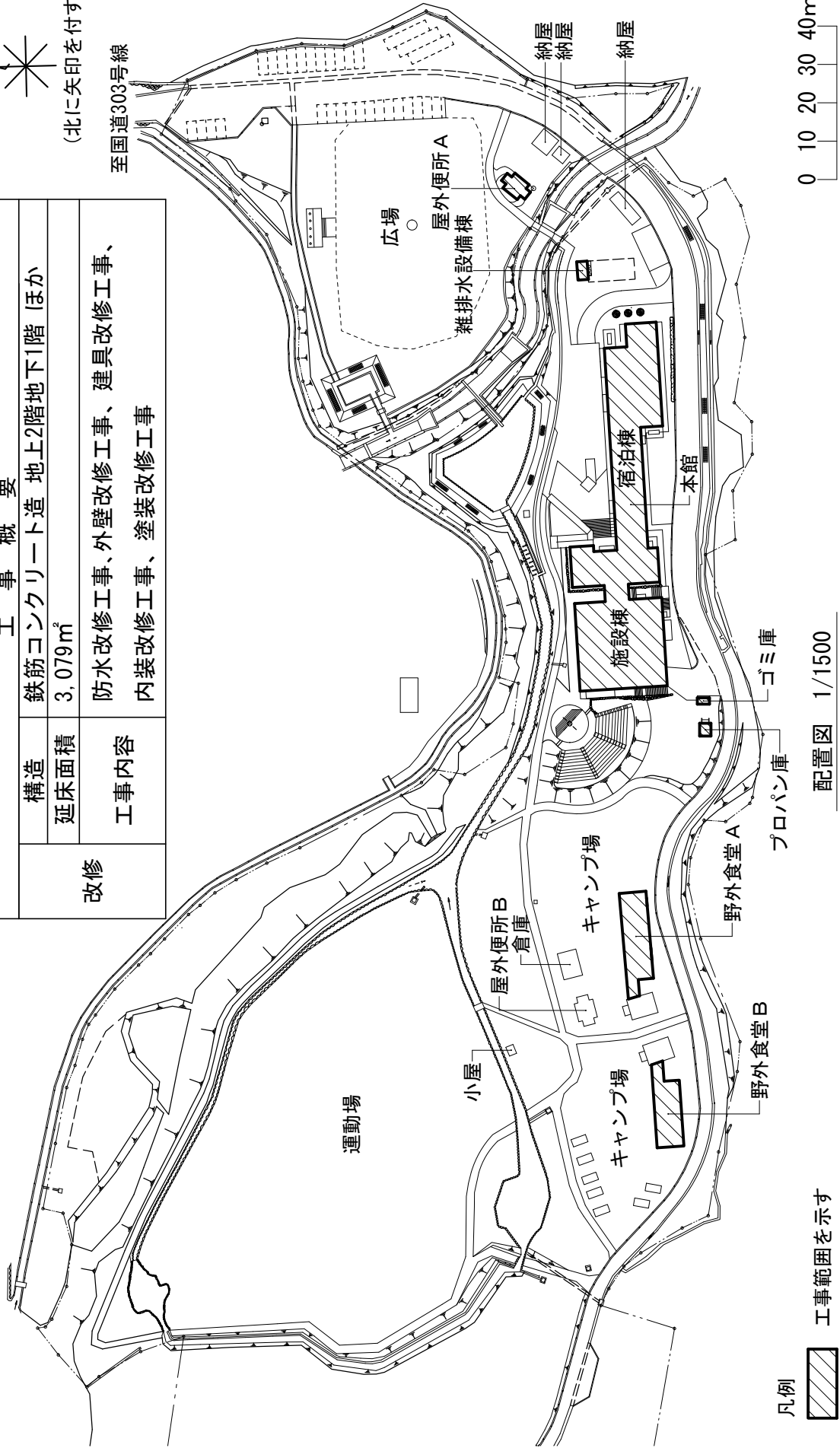
# 吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）



方位  
  
 (北に矢印を付す)

至国道303号線

工 事 概 要		
改修	構造	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 ほか
	延床面積	3,079㎡
	工事内容	防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、 内装改修工事、塗装改修工事



配置図 1/1500

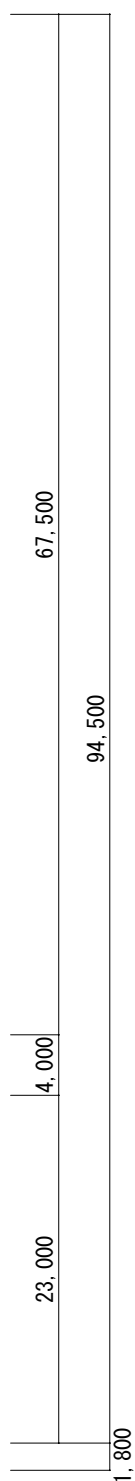
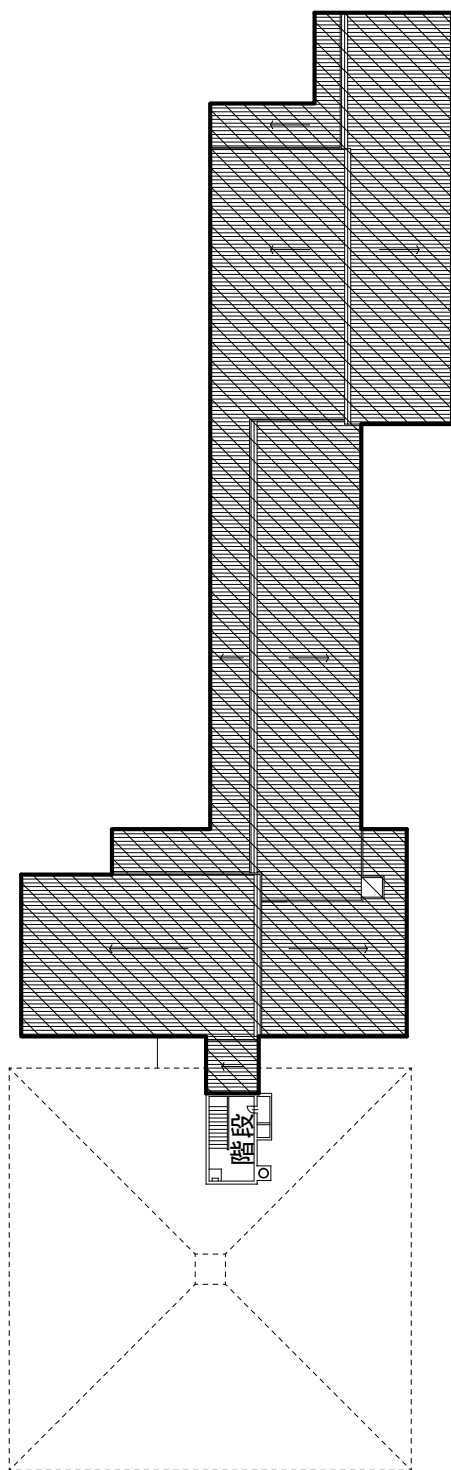







方位  
  
 (北に矢印を付す)

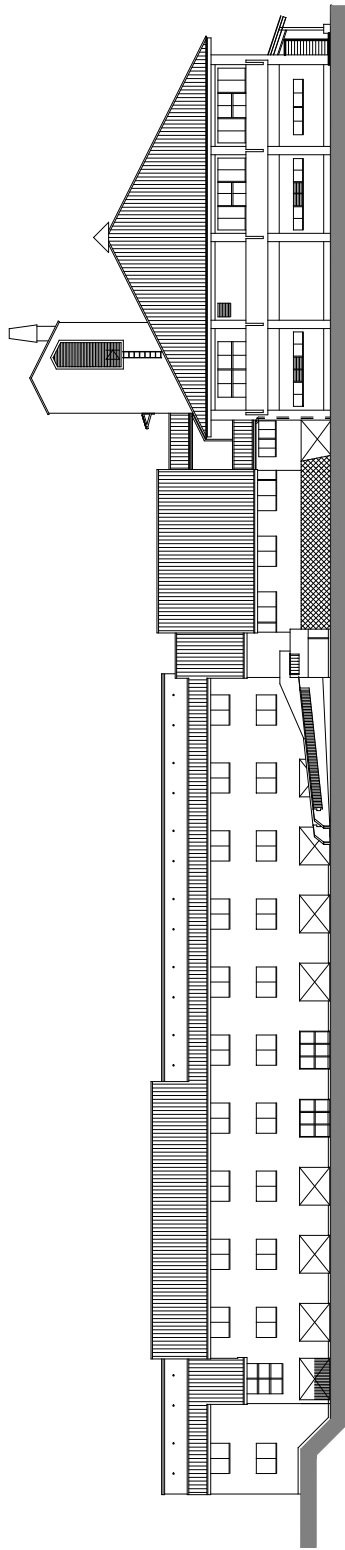
1,000	8,000	14,000	1,000
	6,000		
		12,500	



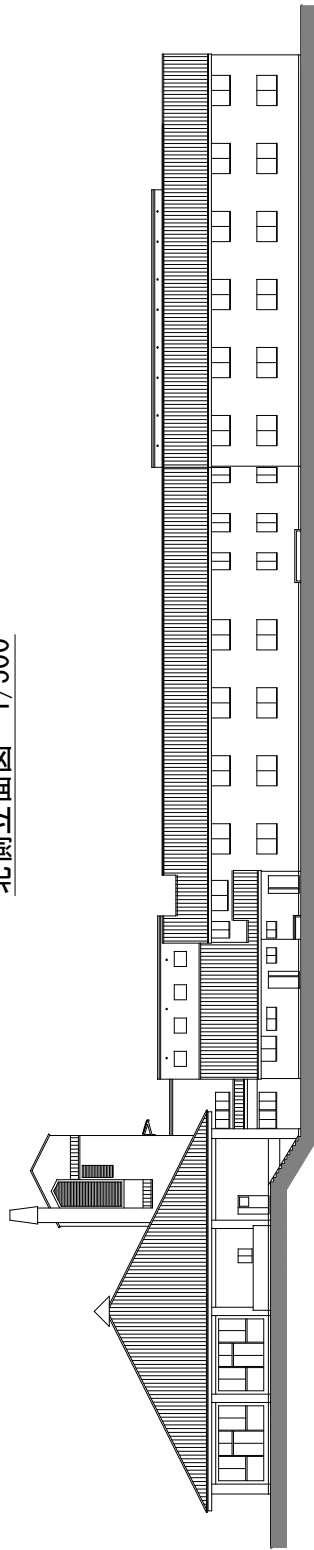
凡例  工事範囲を示す

屋根伏図 1/500

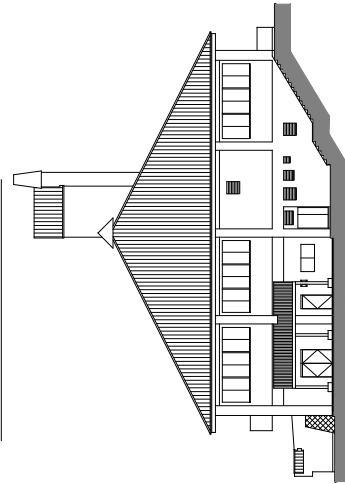
0 10 20 30m



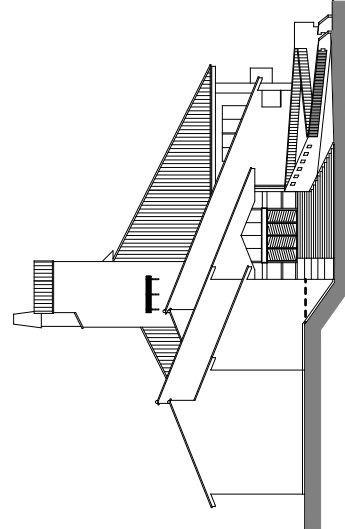
北側立面图 1/500



南側立面图 1/500



西側立面图 1/500



東側立面图 1/500





吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 吹田市中消防庁舎解体撤去工事
- 2 工事場所 吹田市五月が丘南5番2号
- 3 工 期 令和7年(2025年)7月2日から令和8年(2026年)10月30日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	246,540,800 円(うち消費税等額	22,412,800 円)
変更後	249,818,800 円(うち消費税等額	22,710,800 円)
増額金額	3,278,000 円(うち消費税等額	298,000 円)
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の適用により、請負金額を変更するもの。



吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター  
大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更について

- 1 工事名 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）
- 2 工事場所 吹田市千里山西2丁目13番1号ほか
- 3 工期 令和7年（2025年）12月22日から令和9年（2027年）3月15日
- 4 変更部分 請負金額

変更前	358,248,000円	（うち消費税等の額	32,568,000円）
変更後	362,857,000円	（うち消費税等の額	32,987,000円）
増額	4,609,000円	（うち消費税等の額	419,000円）
- 5 変更理由  
国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。



吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）  
請負契約の一部変更について

- 1 工事名 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事  
（建築工事）
- 2 工事場所 吹田市内本町 2 丁目 2905 番 1
- 3 工期 令和 7 年（2025 年）7 月 2 日から令和 8 年（2026 年）7 月 31 日まで
- 4 変更内容 請負金額  
変更前 250,153,200 円（うち消費税等額 22,741,200 円）  
変更後 256,038,200 円（うち消費税等額 23,276,200 円）  
増額金額 5,885,000 円（うち消費税等額 535,000 円）
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、請負金額を変更するもの。



吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約  
の一部変更について

1 概要

本年の5月定例会において「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」の議案で、地中障害による工事期間の延長に伴う工期の変更のほか、この延長とインフレスライド条項適用による工事金額の増額に伴う請負金額の変更の内容で提案する予定でしたが、昨年9月定例会に提案した当該工事請負契約の締結の議案において、工期の終期に誤りがあったことが今般判明しました。

今回、工期の終期を令和8年9月30日から令和8年6月15日に正しく改める工事請負契約の一部変更の議案を提案し、承認する議決を得られれば、その後、当初予定していた令和8年6月15日から令和8年7月21日への工期の変更のほか、この工期の変更とインフレスライド条項適用に伴う工事請負金額の変更を行う工事請負契約の一部変更の議案を追加提案させていただきたいと考えております。

2 経過

(1)令和6年度

関係部局との打合せ時点では令和8年（2026年）9月30日までの工期であった。

(2)令和7年（2025年）5月27日

資産経営室が、契約検査室に工事の執行及び契約手続の依頼について起案し、まなびの支援課に合議（工期の終期は、令和8年（2026年）6月15日）

(3)令和7年9月定例会

工事の請負契約に係る議案について工期の終期を令和8年（2026年）9月30日までとし提案・議決

(4)令和8年5月定例会

地中障害による工期の延長とこの延長及びインフレスライド条項適用による工事費増額に関する工事請負契約の一部変更議案を作成するものの、工期の誤認に気付かず、工期の終期を令和8年（2026年）6月15日から7月21日へ変更する方向で準備

(5)令和8年（2026年）5月14日

議案書の完成時に、令和7年9月定例会で議決をいただいた工期の終期に誤りがあったことが判明



重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更  
について

- 1 工 事 名 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）
- 2 工事場所 吹田市内本町2丁目15番11号
- 3 変更部分
  - (1) 工期

変更前	令和4年（2022年）7月1日から令和9年（2027年）3月15日まで
変更後	令和4年（2022年）7月1日から令和10年（2028年）6月30日まで
  - (2) 請負金額

変更前	934,439,000円（うち消費税等額 84,949,000円）
変更後	1,204,559,600円（うち消費税等額 109,505,418円）
増額金額	270,120,600円（うち消費税等額 24,556,418円）
- 4 変更理由 解体工事や詳細な調査を進める中で、建物の一部が別の建物等と躯体の構造をなす柱を共有していることや、当住宅の改造の履歴等により文化財保護の観点から改変部分を復原する必要があることのほか、一部の建物の経年劣化が想定以上に進んでいることなどが判明したため、本工事での一体的な修理等による対応が必要なことから、工事内容を一部変更し、工期及び請負金額をそれぞれ変更するものです。



吹田市立青山台小学校厨房用備品購入契約の締結について

備品購入概要

(1) 食器消毒保管機	3台
(2) フードスライサー	1台
(3) ガス回転釜	6台
(4) 立体炊飯器	4台
(5) 冷凍庫	1台
(6) 冷蔵庫	2台
(7) その他	

学校教育部

# 営 業 の 沿 革

A C E 厨設株式会社

	創 業	昭和 47 年 (1972 年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社設立 株式会社エース厨房機器製作所	昭和 50 年 (1975 年)
	大阪府建設業許可を取得	平成 3 年 (1991 年)
	資本金を 1500 万円に増資	平成 16 年 (2004 年)
	吹田市江坂町から山田東に移転	平成 20 年 (2008 年)
	茨木営業所を設置	平成 26 年 (2014 年)
	吹田市山田東から青葉丘南に移転	平成 26 年 (2014 年)
	「株式会社エース厨房機器製作所」を 「ACE厨設株式会社」に社名変更	平成 26 年 (2014 年)
	茨木営業所を分社化し、「エースフィールド株式会社」とし 法人登記	平成 26 年 (2014 年)
	資本金 1,000 万円に減資	平成 28 年 6 月 (2016 年)

# 納入実績書

A C E 厨設株式会社

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額（円）	納入年月日
冷水器	摂津市	5,566,000	令和6年7月 (2024年)
学校給食用フードスライサーほか 1点（三津屋小学校ほか1校）買 入	大阪市	7,062,000	令和6年8月 (2024年)
吹田市立ことぶき保育園ほか 2園食洗器購入	吹田市	12,628,000	令和6年12月 (2024年)
厨房用備品（食器洗浄機）購 入	吹田市	7,678,000	令和6年12月 (2024年)
温冷配膳車	箕面市	5,478,000	令和6年12月 (2024年)
フードスライサー	高槻市	4,931,000	令和7年1月 (2025年)
食洗消毒保管庫	豊中市	1,980,000	令和7年3月 (2025年)
ガス回転釜ドライシステムユニッ ト	豊中市	2,200,000	令和7年3月 (2025年)
吹田市立古江台小学校厨房用 備品購入	吹田市	57,200,000	令和7年5月 (2025年)
片山小学校厨房用備品（食器 洗浄機）購入	吹田市	8,690,000	令和7年5月 (2025年)
藤白台小学校厨房用備品（食 器洗浄機）購入	吹田市	8,690,000	令和7年5月 (2025年)
吹田市立千里山保育園ほか2 園食器洗浄機購入	吹田市	13,750,000	令和7年12月 (2025年)
学校給食用フードスライサーほか1点 （西九条小学校ほか9校）買入	大阪市	10,065,000	令和8年1月 (2026年)
吹田市立山田第一小学校ほか2校厨 房用備品（食器消毒保管庫）購入	吹田市	6,325,000	令和8年2月 (2026年)



小学校用G I G A端末 i P a d購入契約の締結について

- 1 請負金額 438,240,000円
- 2 請負者 株式会社内田洋行 大阪支店  
大阪府中央区和泉町2丁目2番2号  
大阪支店長 岡野 清吾
- 3 備品購入概要 i P a d端末一式 8,000台  
(内訳)  
端末本体  
キーボード  
MDM (端末管理機能)

# 営 業 の 沿 革

株式会社内田洋行

	創 業	明治 43 年 (1910 年)
創 業 後 の 沿 革	内田洋行に商号を統一	大正 6 年 (1917 年)
	組織整備を行い、東京及び大阪に内田洋行を設立し、現在の 当社の母体となる	昭和 16 年 (1941 年)
	札幌市に支店を設置	昭和 21 年 (1946 年)
	(東京)内田洋行と(大阪)内田洋行が合併	昭和 25 年 (1950 年)
	福岡市瓦町に福岡支店を設置	昭和 26 年 (1951 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部に上場	昭和 39 年 (1964 年)
	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定	昭和 44 年 (1969 年)
	東京都中央区新川に本社を建設、移転	昭和 46 年 (1971 年)
	大阪証券取引所において貸借引取銘柄に選定	昭和 58 年 (1983 年)
	大阪市中央区に大阪支店(第 1 期工事)を建設、移転	昭和 60 年 (1985 年)
	福岡市博多区に九州支店を建設、移転	平成元年 (1989 年)
	東京証券取引所において貸借取引銘柄に選定	平成 3 年 (1991 年)
東京都江東区潮見に事務所を賃借し、本部潮見オフィスを設 置。	平成 7 年 (1995 年)	

(2)

	現在地に事務所を賃借し、九州支店を移転。	平成 22 年 (2010 年)
	現在地に新川第 2 オフィスを建設、東京地区の拠点を再配置。	平成 23 年 (2011 年)
	現在地に北海道支店を移転。	平成 25 年 (2013 年)
	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行。	令和 4 年 (2022 年)

# 納入実績書

株式会社内田洋行

業務内容及び納入機器名	発注者	契約金額（円）	納入年月日
高島市校務支援システム更新 （令和 7 年度分）	滋賀県高島市	総額 220,030,118 うち令和 7 年度分 63,201,028	令和 8 年 3 月 （2026 年）
ICT 支援員配置業務	豊中市	113,520,000	令和 8 年 3 月 （2026 年）
交野市就学事務システムの標準化に係る就学事務システム構築事業	交野市	56,571,878	令和 8 年 3 月 （2026 年）
ICT 支援員配置業務	京都府舞鶴市	14,520,000	令和 8 年 3 月 （2026 年）
豊中市立学校学習者用タブレット端末一式（iPad）	豊中市	241,662,960	令和 7 年 10 月 （2025 年）
令和 6 年度第 1 回大阪府 GIGA スクール構想の実現に係る学習者用コンピュータ調達実業務（Dynabook 製 K70）	箕面市	263,363,100	令和 7 年 3 月 （2025 年）
児童・生徒・教員用 iPad	豊中市	10,363,100	令和 7 年 3 月 （2025 年）
教育用 Windows 端末（GIGA スクール構想対応用）追加購入（富士通製 Arrows Tab）	吹田市	59,202,000	令和 5 年 9 月 （2023 年）

# 株式会社内田洋行

## 貸借対照表

(令和7年7月20日現在)

(単位：百万円)

【資産の部】		
1	流動資産	88,315
2	固定資産	41,284
	資産合計	129,600
【負債の部】		
1	流動負債	73,165
2	固定負債	8,781
	負債合計	81,947
【純資産の部】		
1	資本金	5,000
2	資本剰余金	3,862
3	利益剰余金	32,695
4	自己株式	△1,357
5	その他有価証券評価・換算差額等合計	7,452
	純資産合計	47,653
	負債純資産合計	129,600

## 損益計算書

自 令和6年7月21日

至 令和7年7月20日

(単位：百万円)

【経常損益の部】		
1	営業損益	
(1)	売上高	156,060
(2)	売上原価	126,593
	売上総利益	29,467
(3)	販売費および一般管理費	24,524
	営業利益	4,943
2	営業外損益	
(1)	営業外収益	4,898
(2)	営業外費用	786
	経常利益	9,055
【特別損益の部】		
1	特別損益	1,353
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	10,408
	法人税、住民税及び事業税	
		1,881
	法人税等調整額	273
	当期純利益	8,254

(5)

# 委任状

令和5年11月7日

吹田市長 宛

申請者 所在地 東京都中央区新川2丁目4番7号  
商号又は名称 株式会社 内田洋行  
代表者役職名・氏名 代表取締役 大久保 昇

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪府大阪市中央区和泉町2丁目2番2号  
商号又は名称 株式会社 内田洋行  
支店等の名称 大阪支店  
役職名・氏名 大阪支店長 岡野 清吾

## 記

### 1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について

1 施設の名称及び所在地

(名称) 吹田市介護老人保健施設

(所在地) 大阪府吹田市片山町 2 丁目 13 番 25 号

2 指定管理者

(団体名) 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団

(所在地) 大阪府吹田市片山町 2 丁目 13 番 25 号

(代表者) 理事長 春藤 尚久

3 指定期間

令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日から令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日までを令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日から令和 9 年 (2027 年) 9 月 30 日までに変更する。

4 変更理由

吹田市介護老人保健施設の廃止及び事業譲渡に伴い、指定期間を変更するもの。



大阪府後期高齢者医療広域連合規約現行・変更案対照表

現 行	変 更 案
<p>(広域連合の経費の支弁の方法) 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) ～ (3) -----略----- (4) 社会保険診療報酬支払基金交付金 (5) -----略----- 2 -----略-----</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法) 第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1) ～ (3) -----略----- (4) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金 (5) -----略----- 2 -----略-----</p>

は変更箇所



大阪広域水道企業団規約現行・変更案対照表

現	行	変	更	案
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、泉大津市、八尾市、富田林市、箕面市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>			

は変更箇所



地域防災総合訓練における避難所宿泊体験訓練の実施について

1 事業の内容

地域防災訓練は、これまで実働型訓練と体験型ブースを組み合わせ、市民参加型の形式で実施してきました。特に避難所ブースでは、自主防災組織や協定締結機関と連携して避難所関連の展示・体験を通じて、避難所の基本的なイメージを周知してきたところです。しかしながら、実際の避難所は一時的な退避空間ではなく、被災者が一定期間共同生活を送る応急的な居住空間であり、時間の経過とともに夜間環境や衛生管理、物資管理等、多様な課題が顕在化します。このような避難所の状況について、令和6年能登半島地震を含む過去の災害教訓を踏まえて内閣府では各種指針の改訂等を行い、発災直後からスフィア基準（主要技術4分野：栄養、WASH、シェルター、保健）に沿った環境整備や避難生活の改善に向けた訓練実施が推奨されています。

そのため、本訓練では実際の避難生活に近い環境を再現した避難所宿泊体験訓練を実施し、時間経過に伴う課題の把握と運営体制における役割分担について整理を行います。あわせて、参加者の健康状態や栄養状態の変化を観察・記録し、避難生活が身体に与える影響を客観的に把握することを目的としています。さらに、これらの検証結果を踏まえ、本市の避難所運営マニュアル作成指針の改定と地域で実施できる訓練モデルの試行を行い、実効性の高い避難所運営モデルの構築と市内外への水平展開に繋げるものです。

なお、実施に当たりましては、国の「防災力強化総合交付金」を活用予定です。

2 予算額

(1) 歳出予算 2,500千円

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費

(大事業) 防災対策事業 (小事業) 防災対策事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
報償費	80	医師 (52千円×1人) 看護師 (14千円×2人)
需用費	313	段ボールベッド (10千円×30床) 避難所受付用品等 (13千円)
役務費	928	健康状態検査費用 (5,800円×160人)
委託料	1,179	報告書作成業務 (787千円) 災害対応車両管理等 (392千円)

(2) 歳入予算 (特定財源) 1,250千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 消防費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
防災力強化総合交付金	1,250	-

3 今後の予定

令和8年(2026年)7月	各種入札執行
11月	避難所宿泊体験訓練
令和9年(2027年)1月	報告書作成
3月	関連マニュアル等の改訂方針の作成



## 吹田市介護老人保健施設の事業譲渡について

### 1 事業の内容

吹田市介護老人保健施設について、施設の老朽化や利用率の低下を踏まえ、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日に「吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針」を策定しました。本市において、介護老人保健施設の機能そのものは必要であるものの、その提供主体が公の施設である必要性は低下していることから、公の施設としては廃止し、事業譲渡を前提に取組を進めることとしました。

事業譲渡を行うため、譲渡先法人選定に係る委員報酬及び当該施設の指定管理者であり、本市の外郭団体である一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（以下「事業団」という。）が事業譲渡まで安定的にサービス提供を継続するために必要となる運営費負担金に係る予算を提案するものです。

### 2 事業譲渡の公募条件概要

入所者	継続利用を希望する入所者については全員引き継ぐことを原則とする。
事業団職員	継続雇用を希望する職員については全員採用を原則とする。
事業期間	介護老人保健施設として 10 年間運営する。（公有地売却による用途指定期間及び買戻し特約期間の最長期間） その後 15 年間は介護老人保健施設含む介護保険施設として運営する。（基本協定締結）
土地・建物	土地建物の鑑定評価額である 479,000 千円（土地：302,728 千円、建物：176,272 千円）を最低売却価格とし、価格審査を行うこととする。建物については現状有姿で引き渡す。

※建物については、建設当初に国庫補助金が交付されているため、約 1,500 千円を上限に国庫納付金が発生する。

※土地建物の売払収入については、令和 9 年度（2027 年度）当初予算に計上予定。

### 3 事業団の経営状況（一般正味財産の推移）

（単位：円）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
経常収益 (a)	518,737,975	550,214,907	552,211,009	554,651,465	630,573,309
経常費用 (b)	545,459,655	548,353,238	578,579,769	602,660,775	601,559,984
評価損益等 (c)	▲3,568,050	▲4,300,000	▲4,210,000	▲7,950,000	▲2,730,000
当期経常外 増減額 (d)	0	7,496	▲722,000	289,821	0
当期一般正味 財産増減額 (a-b+c+d)	▲30,289,730	▲2,430,835	▲31,300,760	▲55,669,489	26,283,325
一般正味財産 期末残高	89,923,924	87,493,089	56,192,329	522,840	26,806,165

※一般正味財産…貸借対照表における正味財産のうち、指定正味財産（寄付金や補助金等の使途が指定された財産）以外のもの。

※令和7年度（2025年度）経常収益は本市からの運営費負担金 90,000 千円を含む。

### 4 予算額

(1) 歳出予算 200,168千円

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）介護保険サービス整備等事業（小事業）介護保険施設管理事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
報酬	168	介護保険施設等選定委員会報酬 8,400円×5名×4回
負担金、補助及び交付金	200,000	事業団に対する運営費負担金

(2)

5 経過及び今後の予定

令和8年（2026年）1月	企画会議（①公の施設としての廃止②民間事業者への事業譲渡を進める③やむを得ず事業譲渡が成立しない場合は、事業廃止を検討の方向性を確認）
3月	吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針策定
4月	公共施設最適化推進委員会（事業譲渡に伴い、土地建物に関しては有償譲渡する方向性を確認）
5月～6月	市議会定例会 ・補正予算案（運営費負担金、選定委員報酬） ・吹田市介護老人保健施設条例の廃止 ・指定管理者の指定期間変更
8月	事業譲渡に係る公募開始
12月	譲渡先法人決定
令和9年（2027年）1月	譲渡先法人と譲渡に係る基本協定締結
2月～9月	譲渡先法人による引継ぎ、開設に係る諸手続き
7月	市議会定例会 ・不動産（建物）の処分
10月	譲渡先法人での運営開始



